

# 「港湾の施設の技術上の基準」の改訂

---

港湾局技術企画課

# 1. 港湾の施設の技術上の基準

## 港湾の施設の技術上の基準とは

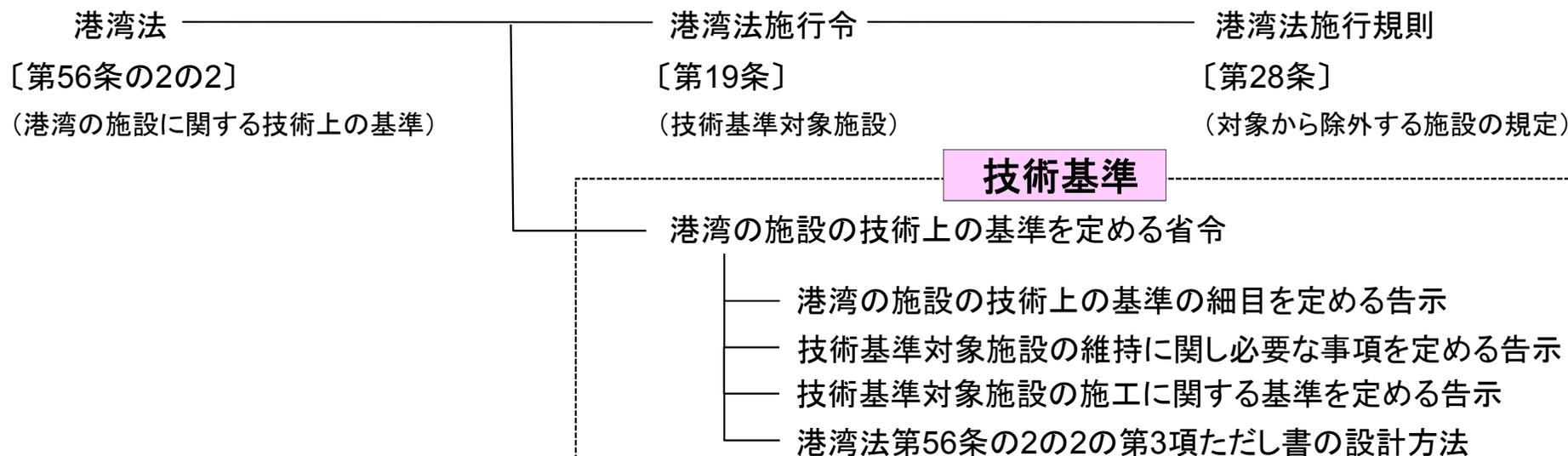
港湾の施設の技術上の基準(以下「技術基準」という。)は、港湾法第56条の2の2に基づき規定され、**港湾の施設を建設、改良、維持する際に適用する基準**である。

### 港湾法第56条の2の2

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

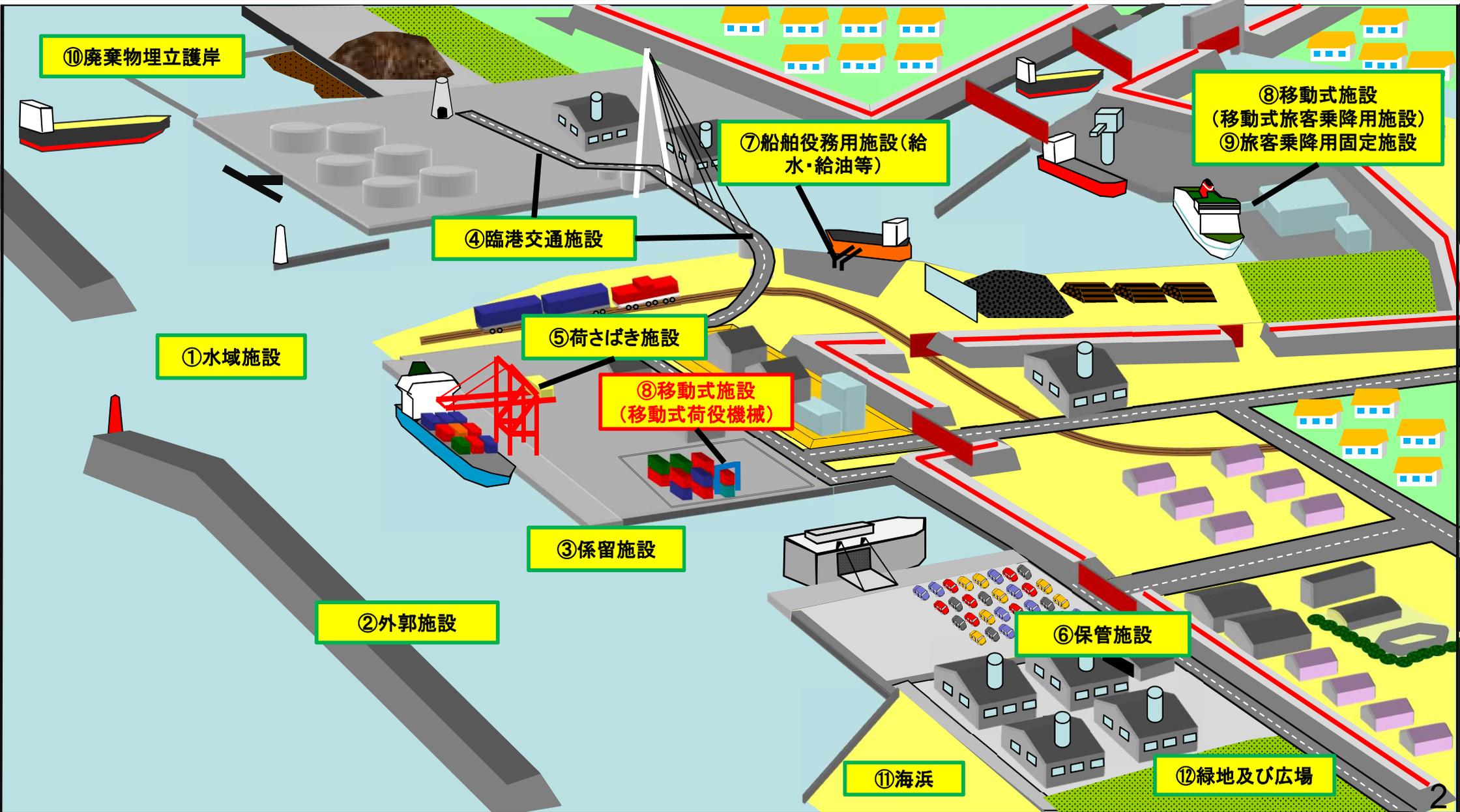
第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、**技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準**(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

## 技術基準の法令上の体系



# 2. 技術基準対象施設

- ①水域施設
  - ④臨港交通施設
  - ⑦船舶役務用施設
  - ⑨旅客乗降用固定施設
  - ⑪海浜
  - ②外郭施設
  - ⑤荷さばき施設
  - ⑧移動式施設 (移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)
  - ⑩廃棄物埋立護岸
  - ⑫緑地及び広場
- ※①②③⑧⑨は港湾施設に限らない



### 3. 「港湾の施設の技術上の基準」の改訂の経緯・概要

昭和49年に制定された「港湾の施設の技術上の基準」（技術基準）は、技術的な知見の蓄積や社会的な情勢の変化等を踏まえその都度見直されてきており、平成19年には性能規定を導入する大幅な改訂が行われている。

昭和49年制定

平成19年改訂（昭和49年制定以来の大幅な改訂）性能規定化、信頼性設計法の導入、国際標準（ISO等）との整合 等

- 【平成24年】
  - ・ コンテナクレーン逸走事故を受け、逸走防止に関する事項を規定
  - ・ 超大型コンテナ船の登場を受け、標準船型の見直し
  - ・ 新たな知見等の蓄積を受け、二重矢板式係船岸等の照査用震度算定手法などを規定
- 【平成25年】
  - ・ 東日本大震災を受け、粘り強い港湾構造物（防波堤等）を規定
- 【平成26年】
  - ・ 笹子トンネル崩落事故を受け、維持管理・点検基準の強化
  - ・ 新たな知見等の蓄積を受け、防食工などの記載を拡充

平成30年改訂（主な改訂ポイント）

<平成30年4月1日施行>

1. 生産性向上の推進

2. 既存ストックの有効活用の促進

3. 東日本大震災などの教訓を踏まえた防災・減災対策の強化

4. 国際競争力の強化

5. 環境への配慮

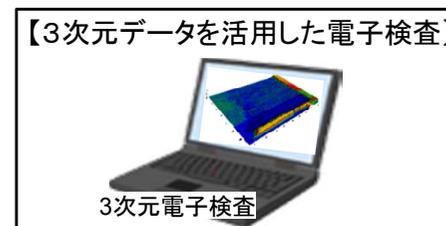
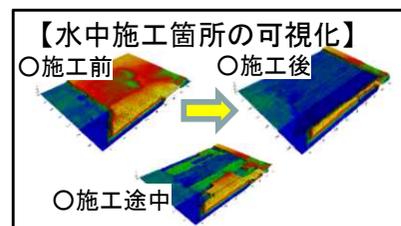
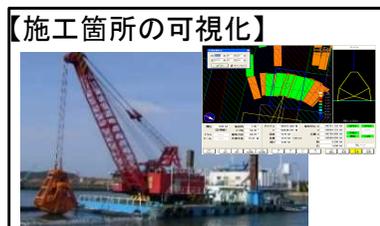
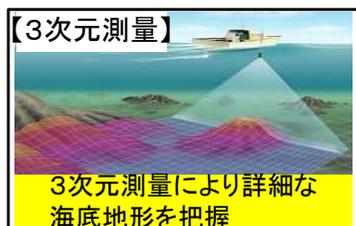
# (1) 生産性向上の推進に向けた規定の拡充

今後の労働力不足等に対応するため、調査・設計・施工・維持管理の建設生産プロセスの効率化に向けて考慮すべき事項を規定するとともに、設計の効率化に関する事項を規定し、生産性の向上を図る。

## ■ 建設生産プロセスの効率化に向けた規定

### i-constructionの推進

建設生産プロセスにICTの活用や三次元データ等の共有を規定



測量

設計、施工計画

施工

検査

維持管理

例：ICTの全面的な活用（浚渫工事）

## ■ 荷重抵抗係数アプローチによる部分係数法の導入

### 設計の効率化

「荷重抵抗係数アプローチによる部分係数法」を導入し、設計の効率化を図る。

#### 重力式係船岸の滑動照査の例

従来の部分係数法

抵抗側	≧	作用側
$f_d (W_d + P_{vd} - P_{bd}) \geq (P_{hd} + P_{wd})$		
<small>摩擦係数</small> <small>ケーソンの自重</small> <small>土圧の鉛直成分</small> <small>ケーソンの浮力</small>		<small>土圧の水平成分</small> <small>残留水圧</small>
$f_d = \gamma_f \times f \quad W_d = \gamma_{RC} \times W_{RC} + \gamma_{SAND} \times W_{SAND} + \dots$		
<small>部分係数を個々の設計パラメータに乘じる。</small>		



荷重抵抗アプローチによる部分係数法

抵抗側	≧	作用側
$\gamma_R \{ f(W + P_V - P_B) \} \geq \gamma_S (P_H + P_W)$		
<small>摩擦係数</small> <small>ケーソンの自重</small> <small>土圧の鉛直成分</small> <small>ケーソンの浮力</small>		<small>土圧の水平成分</small> <small>残留水圧</small>
<small>抵抗項に関する部分係数</small>		
<small>作用項に関する部分係数</small>		

## (2) 既存ストックの有効活用の促進等に向けた規定の拡充

インフラの老朽化を踏まえ、施設の適切な維持管理や既存施設の改良設計に係る考え方等を規定するとともに、施工時の配慮事項等を規定し、既存ストックの有効活用の促進及び施工のさらなる安全確保を図る。

### ■ 施設の適切な維持管理や施工の際の配慮事項に係る記載の拡充

維持管理を容易にする



維持管理を容易にする点検歩廊の設置事例

耐久性の向上



耐久性向上のためエポキシ樹脂塗装鉄筋を適用

施工時の安全性確保



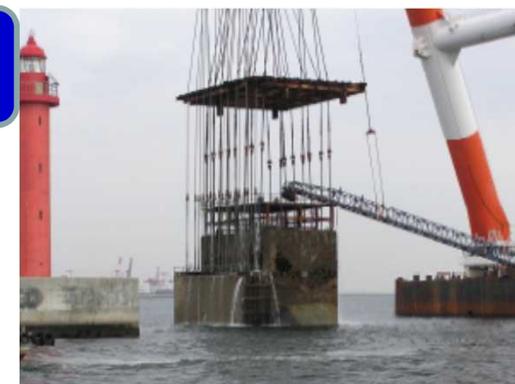
施工時の安全確保事例

### ■ 既存施設の改良設計（効率的な更新、長寿命化・延命化）に係る考え方の明確化

○既存施設の用途変更や設計条件の変更等により施設を改良する際の全体手順、基本事項などの考え方を明確化し、既存ストックの有効活用を促進する。

既存ストックの有効活用

既存ケーソンを新設防波堤の一部に転用



# (3) 防災・減災対策の強化に係る規定の拡充

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性が指摘されている中、東日本大震災や熊本地震等を教訓とした新たな知見を踏まえた基準の改訂を行い、防災・減災対策の推進を図る。

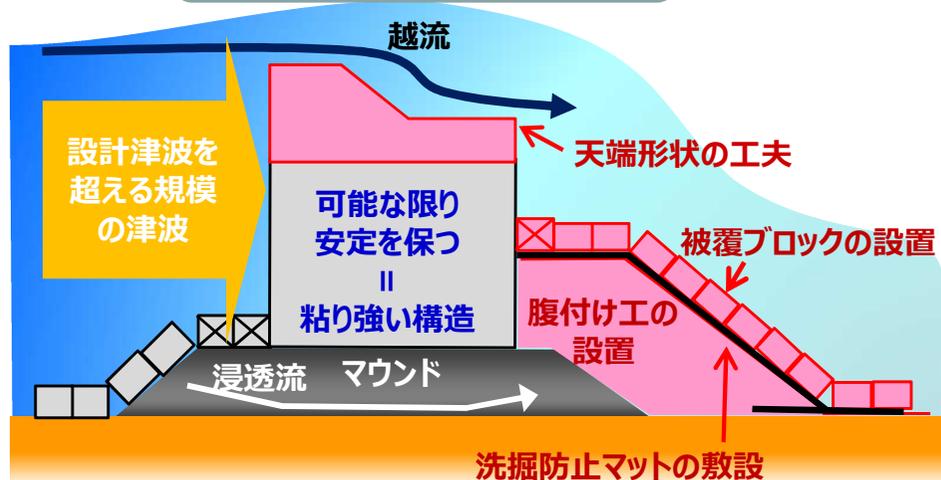
## ■ 耐津波設計・粘り強い構造の高度化



東日本大震災の津波により倒壊した防波堤の事例



粘り強い化



図：耐津波設計における粘り強い構造のイメージ

## ■ 災害等緊急時に荷役船舶の緊急離脱に係る措置



荷役の安全性確保

○石油、LPG、LNGなどの荷役中に、船舶が緊急離脱を可能とする措置の導入に関する事項を規定

東日本大震災時に船舶が離脱できずに破損したローディングアームの事例

## ■ 設計条件の見直し



被災事例(岸壁のはらみ出し)

波浪、耐震照査

○設計波浪に「うねり性波浪」を追加  
○重力式岸壁のレベル1地震動に関する照査用震度式の運用を一部見直し。

## ■ 熊本地震による被災を踏まえた対応



可動橋被災箇所

地盤変形に追随する構造

○ある程度の地盤変形に対応できる構造とするための留意点を明記。

# (4) 国際競争力の強化及び基準の国際化に係る規定の拡充

船舶の大型化への対応や安全な港湾荷役に関する事項を拡充し、国際競争力の強化を図る。また、基準の海外展開を念頭においた内容を拡充し、日本企業の海外港湾インフラビジネスを支援する。

## ■ 船舶の大型化への対応

### クルーズ船への対応等



大型化が進むクルーズ船

- コンテナ船やクルーズ船の大型化を踏まえ、標準船型の船舶諸元を見直し。それに伴い、係船柱などの附帯設備の設計に関する記載を拡充。
- クルーズ船寄港の急速な増加を踏まえ、専門ふ頭「クルーズふ頭」として関連事項を明確化。

## ■ 荷役作業の高度化及び安全確保

### 荷役作業の高度化

- 遠隔操作化された移動式荷役機械の要求性能、性能規定及び危険防止に関する対策を規定。
- 設計時における繫離船作業の安全確保への配慮事項を明文化。

荷役作業の危険防止対策として、防舷材への係留ロープの引っ掛かりを防止する対策を考慮



## ■ 基準の国際化

### 海外展開を視野

- 基準の海外展開を念頭に、海外で多く見られる施設(傾斜堤等)に関する内容を拡充。



(基準の海外展開例)ベトナム国の新しい国家技術基準の作成への協力。

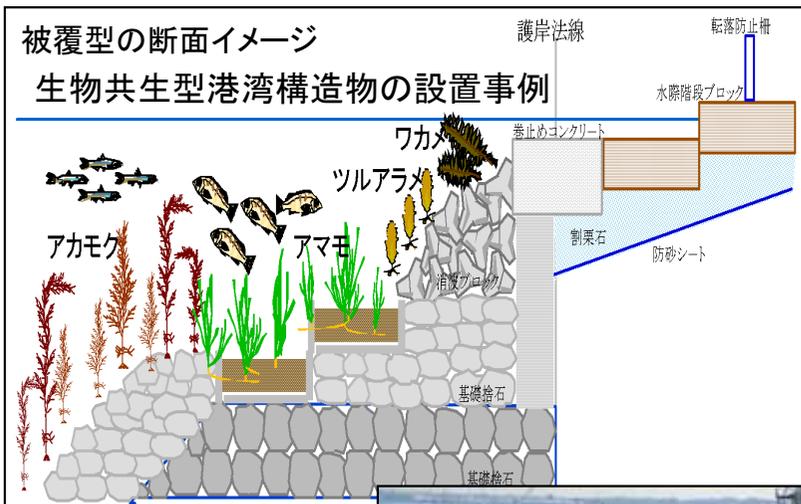
# (5) 環境への配慮に係る規定の拡充

港湾の自然環境の保全・再生・創出のため、環境の保全に資する規定の新設、干潟・浅場・藻場などの自然再生技術、リサイクル材の環境利用などの内容を拡充し、豊かな海域環境の創出を図る。

## ■ 環境の保全に資する構造物に係る規定の新設

### 環境に配慮した施設構造

○施設本来の機能を損なわず港湾の環境を保全できるよう、所要の要求性能、性能規定を定めた。



老朽化した護岸に生物共生効果を併せ持つ「護岸」と「磯場」を設置

## ■ 自然再生技術に係る規定の拡充

### 自然再生技術に関する記載の充実

- 自然再生に関する基本的な考え方などの記載を拡充。
- 覆砂、深掘跡の埋戻しについての基本的な事項を規定。



浚渫土を活用した干潟を造成



底質を砂で覆い、海域環境の改善と生物の生息場を提供。

## ■ その他

### 環境に関する記載の充実

- 生物への配慮に関する記載
- 人が生態系から得ることができる便益の記載
- ブルーカーボン（大気中の二酸化炭素を吸収し海底堆積物中に有機物を貯留する機能）に関する記載。
- リサイクル材料の環境利用に関する記載を拡充。

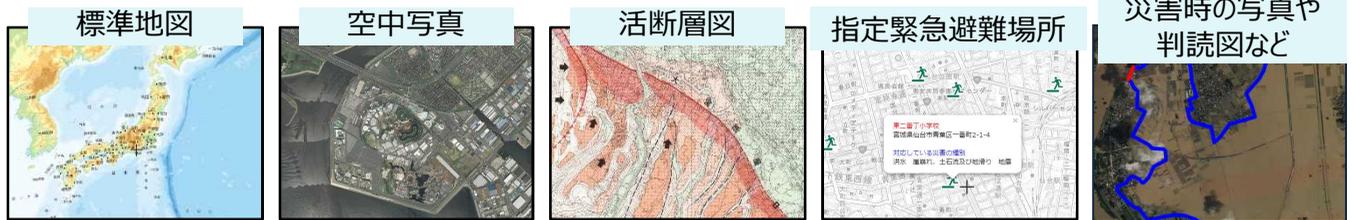
# 地理院地図の改良

## ～地形断面図や色別標高図を作る機能を公開～

- 国土地理院のウェブ地図「地理院地図（※）」の改良を行い、地形断面図や標高図を自分で作成できる機能などを3月8日に公開しました。
- 地形断面図の表示機能により、**目的地までの移動経路の高低差を調べることができるようになりました。災害時の指定緊急避難場所までの避難経路の高低差を調べるなどの利用が考えられます。**
- 標高図の色分け機能では、任意エリアの土地の高低を面的に把握することができます。
- 報道発表資料： <http://www.gsi.go.jp/johofukyu/johofukyu180308.html>

（※）地理院地図は、国土地理院が整備する地形図、多時期の空中写真、災害情報など2,000以上の情報を、パソコンやスマートフォンのウェブブラウザで無償で利用できるウェブ地図です。

地理院地図のURL  
<https://maps.gsi.go.jp/>



### 断面図を表示する機能

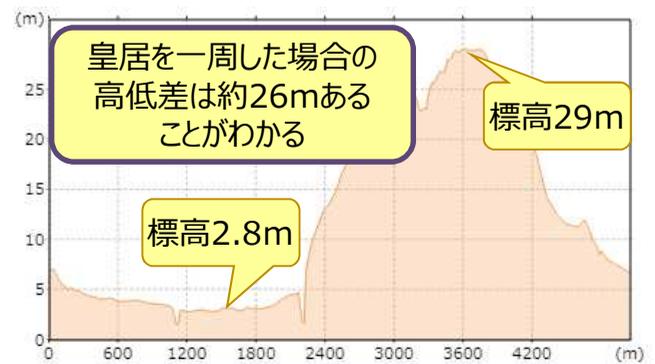
操作手順：「機能」→「断面図」

断面図のグラフは、PNG形式またはCSV形式で保存することが可能です。

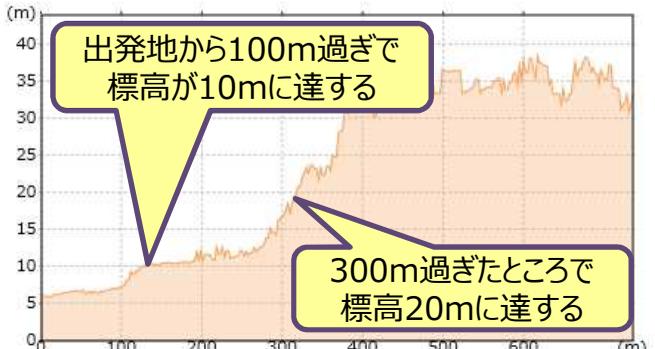


皇居一周の例

画面で入力した経路に沿った断面図ができる



避難経路の例

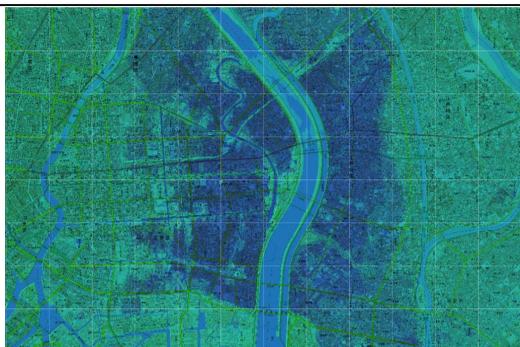


## 標高図を自分で色分けする機能

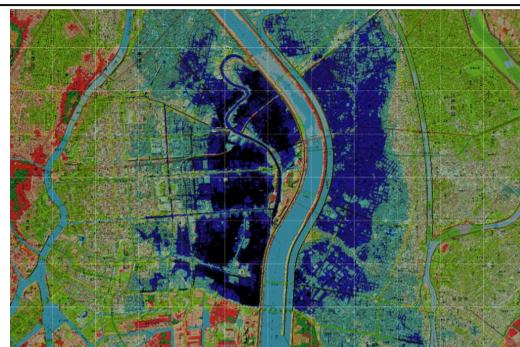
ユーザ自身が色を設定することができるため、目的にあった地図を作ることができます。

操作手順：「情報」→「起伏を示した地図」→「自分で作る色別標高図」

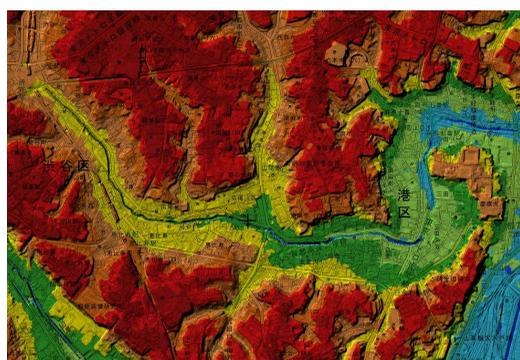
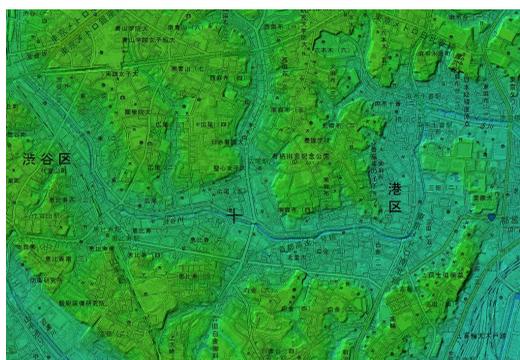
従来の色が固定された「色別標高図」



今回公開した「自分で作る色別標高図」



東京23区東部：河川周辺の土地についても、小さな高低差がわかるようになります



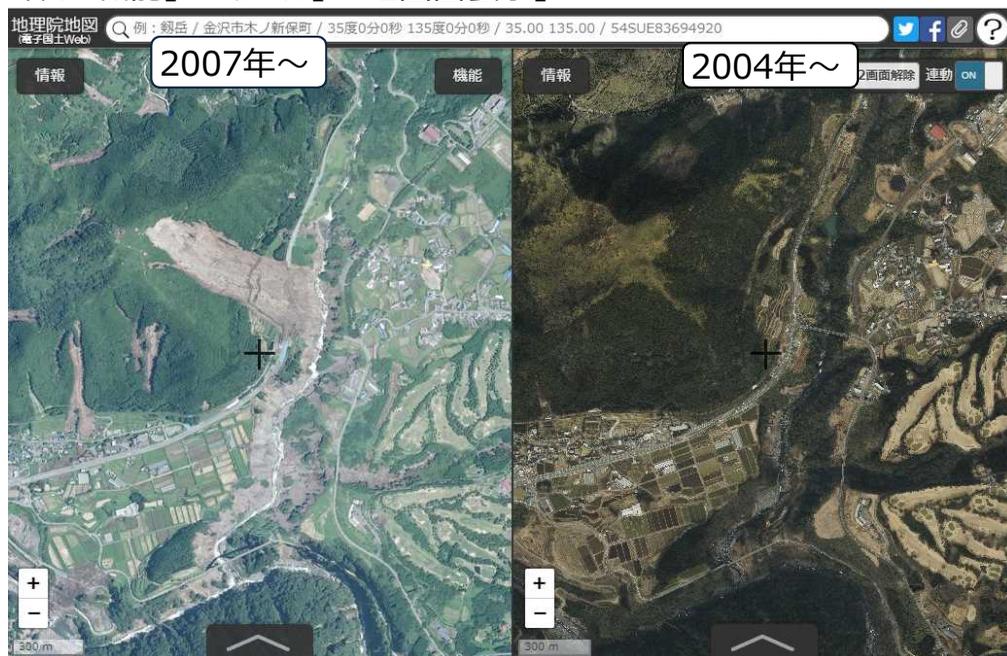
港区・渋谷区周辺：地形がくっきりとわかるようになります

## 2画面表示機能

地図を2画面にして2つの情報を比較表示することができます。

片方の画面で地図の移動や拡大縮小の操作をすると、もう一方の画面も連動します。

操作手順：「機能」→「ツール」→「2画面表示」



阿蘇大橋周辺の空中写真の比較

# 国土交通省における 官民連携(PPP/PFI)の取組について

国土交通省 総合政策局  
官民連携政策課

【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局官民連携政策課  
電話: 03-5253-8111 (内線: 24-224、24-226、24-218)  
URL: <http://www.milt.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/>

# 官民連携(PPP/PFI)の推進

国土交通省においては、政府全体の目標達成に向け、空港、下水道、MICE等におけるコンセッション事業の導入を推進するとともに、先導的なPPP/PFIの導入検討への助成や地域プラットフォームの設置等により、地方公共団体における案件形成を支援。

## 政府全体の取組

「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成29年改定版)」  
(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)

### 1. 事業規模目標

10年間(平成25年度～34年度)の事業規模目標 : 21兆円

- (1) 公共施設等運営権制度(コンセッション)型 : 7兆円(関空・伊丹約5兆円を含む)
- (2) 収益施設の併設・活用型 : 5兆円
- (3) 公的不動産の有効活用型 : 4兆円
- (4) その他のPPP/PFI事業 : 5兆円

### 2. コンセッション事業等の重点分野

空港 6件、道路1件(平成26～28年度) → 目標達成

下水道 6件(平成26～平成29年度)

公営住宅 6件、水道6件、文教施設 3件 (平成28～平成30年度)

クルーズ船向け旅客ターミナル施設 3件、MICE施設 6件 (平成29～平成31年度)

※ 赤字 : 国交省関連事項

### 3. 推進のための施策

- 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
- 公的不動産における官民連携の推進
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援

「未来投資戦略2017」  
「経済財政運営と改革の基本方針2017」  
(平成29年6月9日閣議決定)

アクションプランに掲げる事業規模目標21兆円が位置付けられ、PPP/PFIの推進に取り組むこととされている。

## 国土交通省の主な取組

平成30年4月1日時点

### 公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用したPFI事業

事業種別	事業名	概要	件数
空港	但馬空港	平成27年1月から運営事業を実施中。	12件
	仙台空港	平成28年7月から運営事業を実施中。	
	神戸空港	平成30年4月から運営事業を実施中。	12件
	高松空港	平成30年4月から運営事業を実施中。	
	静岡空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。	12件
	福岡空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。	
	南紀白浜空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成29年11月に募集要項を公表。	12件
	鳥取空港	平成30年7月の事業開始に向け、平成30年1月に優先交渉権者を選定。	
	熊本空港	平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。	12件
	北海道内7空港	平成32年度の事業開始に向け、平成30年3月に実施方針を公表。	
広島空港	平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。	12件	
下水道	浜松市下水道	平成30年4月から運営事業を実施中。	6件
	須崎市下水道	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年2月に実施方針を公表。	
	奈良市下水道	平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデュレディリジェンスを実施(検討継続中)。	6件
	三浦市下水道	平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。	
	宇部市下水道	平成29年度にデュレディリジェンスを実施。	6件
	村田町下水道	平成29年度にデュレディリジェンスを実施。	
道路	愛知県道路公社	平成28年10月から運営事業を実施中。	1件
公営住宅	神戸市営東多聞台	平成28年12月に事業者契約を締結。	8件
	池田市営石橋	平成29年6月に事業者契約を締結。	
	岡山市営北長瀬みずほ住座	平成29年9月に事業者契約を締結。	8件
	埼玉県大宮植竹	平成29年5月に基本協定を締結。	
	東京都営北青山三丁目	平成30年2月に定期借地契約を締結。	8件
	大阪府営吹田佐竹台・高野台	平成30年3月に事業者契約を締結。	
	愛知県東浦	平成30年3月に事業者契約を締結。	8件
京都市八条	平成30年1月に事業予定者を決定。		
MICE	横浜市みなとみらい21 中央地区・20街区MICE施設	平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。	2件
	愛知県国際展示場	平成31年9月の事業開始に向け、平成30年1月に基本協定を締結。	

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

- 先導的なPPP/PFI手法の導入を検討する地方自治体への支援
- 地域プラットフォームを活用した案件形成の促進

官民対話を通じて、PPP/PFIの案件形成を促進するため、産官学金で構成されるプラットフォームを設置。

⑥ 民間事業者

⑦ 都道府県、市町村 等

⑧ 地方銀行 等

⑨ 大学 等

## ブロックプラットフォーム

地方ブロック単位（全国9ブロック）でPPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、個別案件の官民対話等を促進する場として国が設置。

### 【具体的取組】

- ・ **セミナー・研修**：優良事例等を紹介するセミナーや実務スキルを習得する研修を実施
- ・ **首長意見交換会**：首長同士がPPP/PFIを進める上での工夫や課題を意見交換
- ・ **サウンディング**：自治体等の個別案件について民間事業者から市場性やアイデア等を幅広く聴取



## 地域プラットフォーム

自治体が官民対話を通じて個別案件の事業化検討を促進する場として設置し、国が運営を支援。平成29年9月現在31地域において設置。

### 【具体的取組】

- ・ 情報・ノウハウの共有
- ・ 個別案件の掘起し、案件リストの作成・提示
- ・ 個別案件に係るマーケットサウンディング（市場調査）

- ・官民連携事業をより効果的なものとするためには、市場性の有無や実現性の高い事業スキームについて、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き、事業に反映させるマーケットサウンディングの取組が重要。
- ・各自治体より現在検討中の案件でサウンディングを希望するものと、その案件に関心のある民間事業者を募集し、全国4か所のブロックプラットフォームにおいてサウンディングを実施。

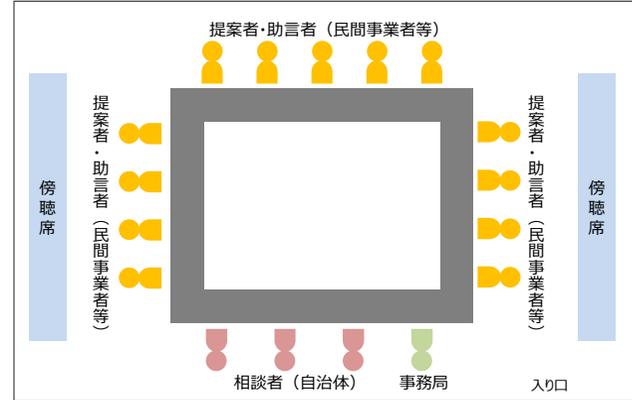
## 開催までの流れ

時期	内容
11月～12月	○自治体からサウンディング案件の募集
1月上旬	○サウンディング案件の公表 ○提案・助言者（民間事業者）及び傍聴者の募集開始 ○事前質問の受け付け
開催日の3週間前	○事前質問の締切、事前質問への回答
開催日の2週間前	○提案・助言者及び傍聴者の申し込み締切
開催日の1週間前	○プログラムの決定

## 開催地・日時

ブロック	開催日	会場	開催実績		
			案件数	提案・助言者数 (のべ数)	傍聴者数
関東	H30.2.2	東京	16自治体 16件	113社 155人	約110名
近畿	H30.2.26	大阪	12自治体 15件	93社 110人	約100名
中部	H30.2.14	名古屋	9自治体 9件	95社 140人	約140名
九州・沖縄	H30.2.7	福岡	9自治体 10件	68社 88人	約90名
合計			46自治体 50件	369社 493人	約440名

【サウンディングブースのイメージ】



【福岡会場の様子】

ブロック	相談者	案件名	種類
関東	つくば市	高エネ研南側未利用地の活用について	公有地活用
	古河市	子育て拠点施設西側民活導入事業	新設、公有地活用
	埼玉県	さいたま水上公園再整備事業	公有地活用
	さいたま市	大宮駅東口周辺公共施設再編による連鎖型まちづくり	建替え、公有地活用
	狭山市	入間川とことん活用プロジェクト事業	新設、公有地活用
	富士見市	旧県立富士見青年の家跡地等活用事業	新設、管理運営、公有地活用
	茂原市	新市民会館建替検討事業	建替え
	勝浦市	勝浦駅北口開発事業	公有地活用
	青梅市	釜の淵公園周辺エリアの整備事業	新設、公有地活用
	相模原市	淵野辺駅南口周辺公共施設再整備・地域活性化事業	新設、建替え
	横須賀市	(仮称) 長井地区交流拠点機能拡充事業	新設、改修、公有地活用、包括委託
	三浦市	公有財産(県立三崎高等学校跡地(B地区)及び三崎中学校跡地等)の利活用	公有地活用
	伊勢崎市	(仮称) 旧都市計画道路代替用地活用促進事業	公有地活用
	藤岡市	旧公立藤岡総合病院活用事業	公有地活用
	富岡市	富岡倉庫整備事業	改修、公有地活用
	高知市	桂浜公園再整備事業	建替え、改修、包括委託

ブロック	相談者	案件名	種類
近畿	野洲市	野洲駅南口周辺整備における交流/商業施設整備事業	公有地活用
	京都府	元府議会議員公舎(旧富岡鉄斎邸)のサウンディング型市場調査	建替え、改修、公有地活用
	笠置町	笠置山表参道(修験道の聖地をスピリチュアルとウェルネスの里に再生する)官民連携事業	改修、管理運営、公有地活用、包括委託
	池田市	共同利用施設活用事業	新設、改修、建替え、公有地活用
	茨木市	安威川ダム周辺整備事業(仮称)	新設、公有地活用
	河内長野市	河内長野駅前市所有平面駐車場の有効活用	公有地活用
	河内長野市	開発団地(河内長野市南花台)の公園集約・跡地有効活用	建替え、公有地活用
	河内長野市	河内長野市・三田市町駅直結商業施設市所有フロアの有効活用	公有地活用
	泉南市	泉南市営前畑住宅等PFI事業	建替え、公有地活用
	兵庫県	県立舞子公園「歴史的建造物を活用したにぎわい空間創出事業」	改修、管理運営
	兵庫県	県立明石公園「にぎわい空間創出事業」	改修、管理運営、公有地活用
	姫路市	高尾町バスプール事業	公有地活用
	伊丹市	伊丹スカイパーク活性化事業	新設
	赤穂市	「あこう元禄“しお”回廊」集客施設整備事業	新設、改修、建替え、公有地活用
	糸魚川市	糸魚川市駅北大火からの復興にぎわいづくり事業～若者子育て世代が集う拠点施設整備～	設計/建設/ビル管理/金融/不動産/運営

ブロック	相談者	案件名	種類
中部	関市	旧関市立板取中学校利活用事業	改修、公有地活用
	名古屋市	荒子川公園における民間活力の導入	新設
	瀬戸市	消防新庁舎整備事業	建替え、公有地活用
	春日井市	文芸館スカイフォーラム活性化事業	改修、管理運営
	刈谷市	市民休暇村改修・運営検討事業	改修、管理運営
	小牧市	(仮)民間活力による小牧駅前広場等整備事業	公有地活用
	長久手市	長久手市福祉の家及び田圃バレー交流施設再整備事業	改修、管理運営、包括委託
	三重県	県志摩庁舎 未利用スペースの貸付	公有地活用
	四日市港管理組合	新ポートパーク整備運営を核とした地域活性化(集客・収益施設群の併設等)事業	新設、公有地活用

ブロック	相談者	案件名	種類
九州沖縄	福岡県	福岡県警察学校改築工事	建替え
	直方市	遠賀川河川敷公園管理運営事業	包括委託
	直方市	旧篠原邸修復活用事業	包括委託
	行橋市	今川IPA(パーキングエリア)活用事業	新設
	太宰府市	地域活性化複合施設太宰府館を利用した観光振興	改修
	宇美町	一本松公園基盤整備事業	Park-PFI
	小城市	まちづくり集合住宅(仮)	新設、公有地活用、包括委託
	人吉市	(仮)人吉クラフトパーク石野公園活性化事業	改修、公有地活用
	宇城市	JR小川駅西すまいるプロジェクト	新設、公有地活用
	えびの高原宿泊施設誘致等実行委員会事務局宮崎県	霧島錦江湾国立公園満喫プロジェクトえびの高原「上質な宿泊施設誘致」	公有地活用

・多くの自治体や民間企業では、官民連携事業のノウハウ不足が実施にあたってのボトルネック。  
 ・経験豊富な講師を招いた講義や参加者間での意見交換を通じ、官民連携事業に関する実践的な知識を習得する研修を開催。

## 開催地・日時

ブロック	開催日	時間	会場	参加者数
北海道	2月5日 (月)	10:00～ 17:00	札幌	約140名
東北	1月26日 (金)	10:00～ 17:00	秋田	約120名
北陸	1月23日 (火)	10:00～ 17:00	糸魚川	約80名
四国	1月30日 (火)	10:00～ 17:00	松山	約110名
合計				約450名

## プログラム

科目	時間	内容	講師
①PPP/PFIとは	20分	PPP/PFIが求められる背景や国の取組等の紹介	国土交通省
②PPP/PFI事例	60分	各地域での事例や全国での優良事例等の紹介	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
③官民対話	60分	民間事業者から意見・アイデアを聞く官民対話の方法や、対話にあたっての公平性やインセンティブ等の紹介	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
④官民間のリスク分担	60分	PPP/PFI実施時に想定されるリスクの種類や、官民の分担方法・留意点等の紹介	パシフィックコンサルタンツ(株)/ みずほ総合研究所(株)
⑤VFMの算出	60分	PFIの実施を検討するにあたって必要なVFMの算出についての演習	(株)日本経済研究所
⑥意見交換	90分	自治体の個別事案について、参加者間での意見交換	学識者



【北陸会場の様子】



【四国会場の様子】

- ・官民連携事業を進めるには首長のトップダウンの取組も必要。
- ・首長間で官民連携事業の情報共有や、実施にあたっての悩み・課題について意見交換を行う首長意見交換会議を全国で開催。
- ・49名の首長が参加。新聞等に約60回の掲載。多くの首長がPPP/PFIに積極的に取り組む姿勢が発信されている。

ブロック	概要	参加首長	コーディネーター・コメンテーター
北海道	H29.10.19 札幌市 (参加者数) 約80名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(北海道) 千歳市長 山口幸太郎</li> <li>・(北海道) 鷹栖町長 谷寿男</li> <li>・(北海道) 遠別町長 笹川洸志</li> <li>・(北海道) 陸別町長 野尻秀隆</li> </ul>	【コーディネーター】 ・北海道大学公共政策大学院特任教授 石井吉春 【コメンテーター】 ・札幌大学教授 宇野二郎 ・北海道大学大学院教授 高野伸栄
東北	H28.12.26 仙台市 (参加者数) 約90名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(青森県) むつ市長 宮下宗一郎</li> <li>・(岩手県) 北上市長 高橋敏彦</li> <li>・(山形県) 中山町長 佐藤俊晴</li> <li>・(福島県) 郡山市長 品川萬里</li> </ul>	【コーディネーター】 ・東北大学大学院経済学研究科教授 大滝精一 【コメンテーター】 ・(一社) 不動産証券化協会専務理事 (東京大学公共政策大学院 客員教授) 内藤伸浩
関東	H28.10.21 東京都内 (参加者数) 約240名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(茨城県) つば市長 市原健一</li> <li>・(埼玉県) 和光市長 松本武洋</li> <li>・(千葉県) 習志野市長 宮本泰介</li> <li>・(東京都) 武蔵野市長 邑上守正</li> <li>・(神奈川県) 湯河原町長 富田幸宏</li> </ul>	【コーディネーター】 ・東洋大学経済学部教授 根本祐二 【コメンテーター】 ・日本大学経済学部教授 中川雅之
北陸	H29.8.18 金沢市 (参加者数) 約90名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(新潟県) 見附市長 久住時男</li> <li>・(石川県) 小松市長 和田慎司</li> <li>・(石川県) かほく市長 油野和一郎</li> <li>・(石川県) 野々市市長 粟貴章</li> </ul>	【コーディネーター】 ・金沢大学理工研究域環境デザイン学系教授 高山純一 【コメンテーター】 ・青山学院大学会計学・Dフュージョン研究科准教授 山口直也
中部	H28.10.28 名古屋 (参加者数) 約180名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(岐阜県) 多治見市長 古川雅典</li> <li>・(静岡県) 島田市長 染谷綱代</li> <li>・(愛知県) 西尾市長 榊原康正</li> <li>・(三重県) 桑名市長 伊藤徳宇</li> </ul>	【コーディネーター】 ・中京大学常任理事 奥野信宏 【コメンテーター】 ・名古屋大学未来社会創造機構教授 森川高行 ・岐阜大学工学部教授 高木朗義
近畿	H29.9.29 大阪市 (参加者数) 約110名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(滋賀県) 湖南市長 谷畑英吾</li> <li>・(京都府) 舞鶴市長 多々見良三</li> <li>・(大阪府) 茨木市長 福岡洋一</li> <li>・(大阪府) 大東市長 東坂浩一</li> <li>・(兵庫県) 川西市長 大塩民生</li> <li>・(兵庫県) 養父市長 広瀬栄</li> </ul>	【コーディネーター】 ・関西学院大学経済学部教授 林宜嗣 【コメンテーター】 ・兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授 加藤恵正

ブロック	概要	参加首長	コーディネーター・コメンテーター
中国※	H30.2.13 広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(鳥取県) 湯梨浜町長 宮脇正道</li> <li>・(島根県) 邑南町長 石橋良治</li> <li>・(岡山県) 吉備中央町副町長 岡田清</li> <li>・(広島県) 海田町長 西田祐三</li> <li>・(広島県) 熊野町長 三村祐史</li> <li>・(広島県) 北広島町長 箕野博司</li> <li>・(広島県) 神石高原町長 入江嘉則</li> <li>・(山口県) 下関市長副市長 三木潤一</li> <li>・(山口県) 宇部市長 久保田后子</li> </ul>	【コメンテーター】 ・関西学院大学経済学部教授 林宜嗣 ・日本政策投資銀行地域企画部顧問 金合隆正
	H30.3.15 倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(鳥取県) 日南町長 増原聡</li> <li>・(岡山県) 倉敷市長 伊東香織</li> <li>・(岡山県) 笠岡市長 小林嘉文</li> <li>・(岡山県) 総社市長 片岡聡一</li> <li>・(岡山県) 瀬戸内市長 武久顕也</li> <li>・(岡山県) 早島町長 中川真寿男</li> <li>・(岡山県) 矢掛町長 山野通彦</li> </ul>	【コメンテーター】 ・岡山大学経済学部教授 中村良平 ・日本政策投資銀行常務執行役員 地下誠二 ・日本政策投資銀行地域企画部担当部長 足立慎一郎
四国	H28.12.27 高松市 (参加者数) 約110名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(徳島県) 阿南市長 岩浅嘉仁</li> <li>・(香川県) 高松市 大西秀人</li> <li>・(愛媛県) 新居浜市長 石川勝行</li> <li>・(高知県) 須崎市長 楠瀬耕作</li> </ul>	【コーディネーター】 ・徳島大学大学院理工学研究部教授 山中英生 【コメンテーター】 ・松山大学経済学部経済学科教授 鈴木茂 ・香川大学大学院地域マネジメント研究科教授 村山卓
九州・沖縄	H29.2.16 福岡市 (参加者数) 約130名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(福岡県) うきは市長 高木典雄</li> <li>・(佐賀県) 武雄市長 小松政</li> <li>・(宮崎県) 日南市長 崎田恭平</li> <li>・(鹿児島県) 鹿屋市副市長 原田学</li> </ul>	【コーディネーター】 ・九州大学学術研究・産学官連携本部教授 谷口博文 【コメンテーター】 ・大分大学副学長経済学部教授 下田憲雄 ・鹿児島大学理工学研究科教授 木方十根

※中国ブロックでは、非公開の会議形式で開催



H28.10.21 関東



H30.2.13 中国(広島)

- ・新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要。
- ・空港、有料道路、下水道、MICE施設、文教施設におけるコンセッション事業の先進的な取組などを紹介し、普及・浸透を図るセミナーを開催。

## 概要

- 日時：2018年2月16日(金) 13:30～17:00
- 場所：三田共用会議所（講堂）
- 参加者数：約390人  
 産：約260人、学：約10人、金：約40人  
 官：約80人  
 (国：約20人、自治体：約50人、その他公社等：約10人)



## 講演内容

分野	講演内容	講演者
基調講演	(仮)上下水道の海外コンセッション事例など	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 担当部長 <b>足立 慎一郎</b>
空港	関西国際空港・大阪国際空港の運営事業など	関西エアポート株式会社 執行役員 <b>三浦 寛</b>
有料道路	愛知県有料道路運営等事業	愛知道路コンセッション株式会社 代表取締役 <b>東山 基</b>
下水道	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業	浜松市 上下水道部 参事 <b>山崎 昭</b>
		浜松ウォーターシンフォニー株式会社 代表取締役 <b>山崎 敬文</b>
MICE施設	みなとみらい21 中央地区20街区 MICE施設事業	横浜市 文化観光局 MICE振興課 施設担当課長 <b>澤田 賢一</b>
文教施設	旧奈良監獄保存・活用事業	法務省 矯正局総務課 専門官 <b>山下 幸太郎</b>

# 地域プラットフォーム形成支援

○地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームを形成し、官民連携事業の案件形成を促進するもの。国土交通省委託のコンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの設置・運営を3年程度の期間で支援。

## ●【支援自治体(H27年度より)】

番号	自治体	事業概要	備考
①	帯広市(北海道)	地域振興と帯広空港のあり方	支援終了
②	北上市(岩手県)	まちづくり(都市拠点先導地区形成事業)	支援終了
③	宮城県	公共施設の管理の効率化等	
④	川崎市(神奈川県)	まちづくり(水素エネルギーを活用した地域防災力の向上)	支援終了
⑤	志太3市(島田市・藤枝市・焼津市)(静岡県)	公共施設の集約・再編の検討、施設相互利用の推進および管理の効率化等	支援終了
⑥	名古屋屋市(愛知県)	まちづくり(リニア開業を見据えた都心のまちづくり)	支援終了
⑦	京都市(京都府)	まちづくり(ニュータウンにおける団地再生・ストック活用の推進)	支援終了
⑧	箕面市(大阪府)	まちづくり(大阪大学箕面キャンパス移転プロジェクト)	支援終了
⑨	倉敷市(岡山県)	観光交流施設(6次産業施設の併設等)	支援終了
⑩	福山市(広島県)	福山市営競馬場跡地(公園等)の管理運営	支援終了
⑪	高松市(香川県)	まちづくり(観光関連施設等の再生)	支援終了
⑫	福岡市(福岡県)	公園の民間活用可能性の検討	支援終了

## ●【支援自治体(H28年度より)】

番号	自治体	事業概要	備考
⑬	旭川市(北海道)	地域振興と旭川空港のあり方	支援終了
⑭	網走市、大空町、北見市(北海道)	地域振興と女満別空港のあり方	
⑮	和光市(埼玉県)	公有地の活用(公共施設の再編による複合化)	
⑯	かほく市(石川県)	まちづくり(賑わい創出エリア整備)	
⑰	大阪市(大阪府)	港湾施設の老朽化対策に合わせた有効活用の検討	支援終了
⑱	和歌山県	まちづくり(観光関連施設の整備等)	
⑲	長崎県	離島におけるインフラ管理の効率化等	
⑳	伊豆の国市(静岡県)	まちづくり(駅周辺の整備等)	
㉑	熊本地域(熊本市、八代市、人吉市、水俣市、宇土市)(熊本県)	まちづくり(公有地の活用等)	

## ●【支援自治体(H29年度より)】

番号	自治体	事業概要	備考
㉒	山形県	河川の適切な維持管理及び民間企業による伐木の有効利用	
㉓	長井市(山形県)	まちづくり(長井駅前複合施設整備)	
㉔	資産経営・公民連携首長会議(代表幹事:浜松市)	インフラ・マネジメントの体制整備に関する手法	支援終了
㉕	恩納村(沖縄県)	PPP/PFI事業についてのノウハウ習得(公営住宅等)	
㉖	鷹栖町(北海道)	まちづくり(空き家等の活用)	
㉗	陸別町(北海道)	まちづくり(にぎわい観光施設の運営管理)	
㉘	桜井市(奈良県)	まちづくり(官民連携による観光地エリア開発)	
㉙	魚津市(富山県)	魚津総合公園の管理運営	
㉚	伊豆市(静岡県)	既存公共施設の整備・管理運営	
㉛	大府市(愛知県)	PPP/PFI事業についてのノウハウ習得(駅周辺の整備等)	
㉜	高知市・高知県	まちづくり(都市公園の再整備・運営管理等)	
㉝	松田町(神奈川県)	まちづくり(空き店舗、公有地等の活用)	
㉞	糸魚川市(新潟県)	まちづくり(被災地復興)	
㉟	笠置町(京都府)	まちづくり(観光拠点としての公共施設整備等)	
㊱	佐々町(長崎県)	佐々川流域環境保全・防災拠点整備	

地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

## タイプ

- (イ) 事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
- (ロ) 情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

## 補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)

## 補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

平成30年度の2次募集を6月上旬頃から開始する予定です。随時ご相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【問合せ先】

TEL: 03-5253-8111 (内線: 24218、24226)

Mail: PPP\_PFI@mlit.go.jp

## H23～H29の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
計	349	160

# 国土交通省PPPサポーター制度 概要

## 目的

地方公共団体における主体的なPPP/PFIの推進を図るため、これまでPPP/PFI事業において成果をあげてきた実務者を国土交通省が有識者の意見を聴いて任命し、任命された者（「国土交通省PPPサポーター」以下「サポーター」という。）が地方公共団体等に対し知見・ノウハウの提供を行う。

## サポート方法

### A：メールサポート

メールにて送付された質問に対し、サポーターから回答を送付。

### B：派遣サポート

メールによる依頼を受け、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。（※交通費等は依頼者負担。）

## PPPサポーターリスト

所属	部課室	氏名
旭川市	環境部 廃棄物政策課 施設整備担当課長	上村 正彦
宮城県	教育庁 特別支援教育室長	目黒 洋
紫波町	企画総務部 企画課 公民連携室長	鎌田 千市
習志野市	政策経営部 資産管理室 資産管理課 主幹	吉川 清志
さいたま市	こども未来局 幼児未来部 保育課 保育企画係長	柴山 重信
横浜市	政策局 課長補佐(兼)共創推進室 共創推進課 担当係長	林 暁
秦野市	政策部 参事(兼)公共施設マネジメント課長	志村 高史
浜松市	産業部 エネルギー政策課 スマートシティ推進グループ長 副主幹	松野 英男
岡崎市	総合政策部 次長(兼)企画課長	永田 優

所属	部課室	氏名
神戸市	経済観光局 観光MICE部 ファッション産業課長	河端 陽子
福岡市	住宅都市局 都心創生部 ウォーターフロント再整備推進課 事業調整係長	野元 和也
(株)GPMO	取締役副社長	天米 一志
(株)GPMO	経営支援部長	井上 昇
大成建設(株)	都市開発本部 施設運営事業部 コンセプション事業室 課長	原 耕造
大和リース(株)	東京本店 規格建築事業部 第一営業所長	稲垣 仁志
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	営業本部 PPP推進部 シニアマネージャー	藤岡 祐
NPO法人日本PFI・PPP協会	業務部長	寺沢 弘樹

(自治体職員11名、民間事業者6名、計17名。敬称略、順不同)

地方公共団体職員や地場企業がPPP/PFIに関する知識・ノウハウを習得する機会を増やすため、国土交通省と民間事業者とでパートナー協定を締結し、パートナー事業者によるセミナーやコンサルティング等を推進。



- ・後援名義の貸与
- ・講師の派遣
- ・セミナー開催情報等の周知

- ・地方公共団体職員や地場企業向けの無料セミナーの開催
- ・地方公共団体職員や地場企業からの個別相談に対するコンサルティングの実施
- ・地方公共団体が検討中の個別案件について民間事業者とのマッチング機会の創出
- ・PPP/PFIに関するデータベースの提供

### セミナーパートナー

株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
 NPO法人全国地域PFI協会  
 大和リース株式会社  
 玉野総合コンサルタント株式会社  
 日本管財株式会社  
 一般財団法人日本不動産研究所  
 株式会社ブレインファーム  
 株式会社北洋銀行  
 株式会社北海道銀行

(順不同)

※セミナー開催情報については、各社HP及び国土交通省HP(下記)に掲載。  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei\\_kanminrenkei.tk1\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei.tk1_000012.html)

### コンサルティングパートナー

<地方銀行>  
 株式会社秋田銀行  
 株式会社鹿児島銀行  
 <コンサルタント>  
 新日本有限責任監査法人  
 デロイトトーマツグループ

※上記も含め34者。問合せ方法、パートナーの詳細情報等は国土交通省HP(下記)に掲載。

### データベースパートナー

特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会

※特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会HP  
<http://www.pfikyokai.or.jp/>

コンサルティングタイプ（敬称略）

法人名
株式会社 秋田銀行
株式会社 エイト日本技術開発
株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
株式会社 鹿児島銀行
株式会社 九州経済研究所
KAマネジメント企画 株式会社
ケイスリー 株式会社
株式会社 建設技術研究所
国際航業 株式会社
株式会社 五星
株式会社 コラプス
株式会社 佐賀銀行
株式会社 山陰合同銀行
株式会社 シー・アイ・エス計画研究所
株式会社 静岡銀行
シダックス 株式会社
新日本有限責任監査法人

法人名
西武信用金庫
株式会社 地域経済研究所
株式会社 テイコク
デロイト トーマツグループ
一般財団法人 日本不動産研究所
株式会社 八十二銀行
隼あすか法律事務所
株式会社 肥後銀行
株式会社 ブレインファーム
株式会社 北洋銀行
株式会社 北海道銀行
株式会社 マインドシェア
株式会社 松下設計
八千代エンジニアリング 株式会社
株式会社 山梨中央銀行
ランドブレイン 株式会社
株式会社 YMFG ZONE プラニング

	事例集・参考書名	概要
1	PPP/PFI事業・推進方策 事例集	国土交通省の所管事業分野を中心とするPPP/PFIの先進的な50事例を取りまとめた。PPPの種類を整理するとともに、事例ごとに、事業の概要、事業化の経緯、特色、官民連携手法を活用したことによる効果、留意点、他の地方公共団体等に対するアドバイス等について記載。
2	公共施設の集約化・再配置 に係る官民連携事業 事例集	公共施設の集約化・再配置に先行して取り組まれた官民連携事業の20事例を取りまとめた。各事例を集約化・再配置の官民連携のあり方ごとに分類整理するとともに、事例ごとに、事業の背景や経緯、集約化・再配置の概要、官民連携手法の概要とその特徴、官民連携手法導入による効果や留意点等について記載。
3	公的不動産の有効活用等 による官民連携事業 事例集	公的不動産を有効活用した官民連携事業に先行して取り組まれた20事例を取りまとめた。公的不動産の有効活用の考え方を整理するとともに、事例ごとに、基本データ、事業実施の背景・経緯、施設整備概要、官民連携の仕組み、事業実施の流れ、事業の成果等について記載。
4	公共施設管理における 包括的民間委託の導入事例集	公共施設管理における包括的民間委託に先行して取り組まれた14事例を取りまとめた。本事例集における包括的民間委託の定義を整理するとともに、事例ごとに、業務の概要、発注者が要求した管理基準、リスク分担、老朽化対策・長寿命化に関する要件の有無等について記載。
5	多様な民間事業者の参入に向けて —公共施設等運営権制度の活用— 参考書	公共施設等運営事業への参入検討を進めるにあたって参考となる基礎的事項や、先進的な海外事例を取りまとめた。公共施設等運営権制度の概要、PFI基本方針・ガイドラインの内容、海外におけるインフラ事業への民間事業者の参入事例・参入モデル等について記載。
6	PPP/PFI事業を促進するための 官民間の対話・提案 事例集	PPP/PFI事業を促進するための官民間の対話・提案に取り組むにあたって参考となる8事例を取りまとめた。官民間の対話・提案に係る概要を整理するとともに、事例ごとに、取組みの背景・目的や仕組み、運用体制、実績、成果及び課題等について記載。
7	民間収益施設の併設・活用に係る官民連 携事業 事例集	民間の創意工夫を最大限活用し公共施設の整備の効率化等を実現するため、民間収益施設を併設・活用し、事業収入等で公共事業費を一部回収する手法について、先行して取り組まれた20事例に関する基礎情報やノウハウ等について記載
8	PPP事業における官民対話・事業者選定 プロセスに関する運用ガイド	公共調達に求められる公平性・公正性を確保しつつ、民間事業者から優れた提案を受け取るためのインセンティブをどう設定するかについて実例ベースで整理したもの。
9	VFM簡易算定モデル	PPP/PFIの内部検討段階において、地方公共団体等の職員が簡易にVFMを算定するためのモデル

# 水資源開発基本計画(フルプラン)の見直しについて

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、フルプランに基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度よりフルプラン全部変更に向けた議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

## 平成27年3月の答申

### 『今後の水資源政策のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会  
H25.10.22諮問  
H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源施策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

### 【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』

～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ～

## 平成29年5月の答申

### 『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会  
H28.12.22諮問  
H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの

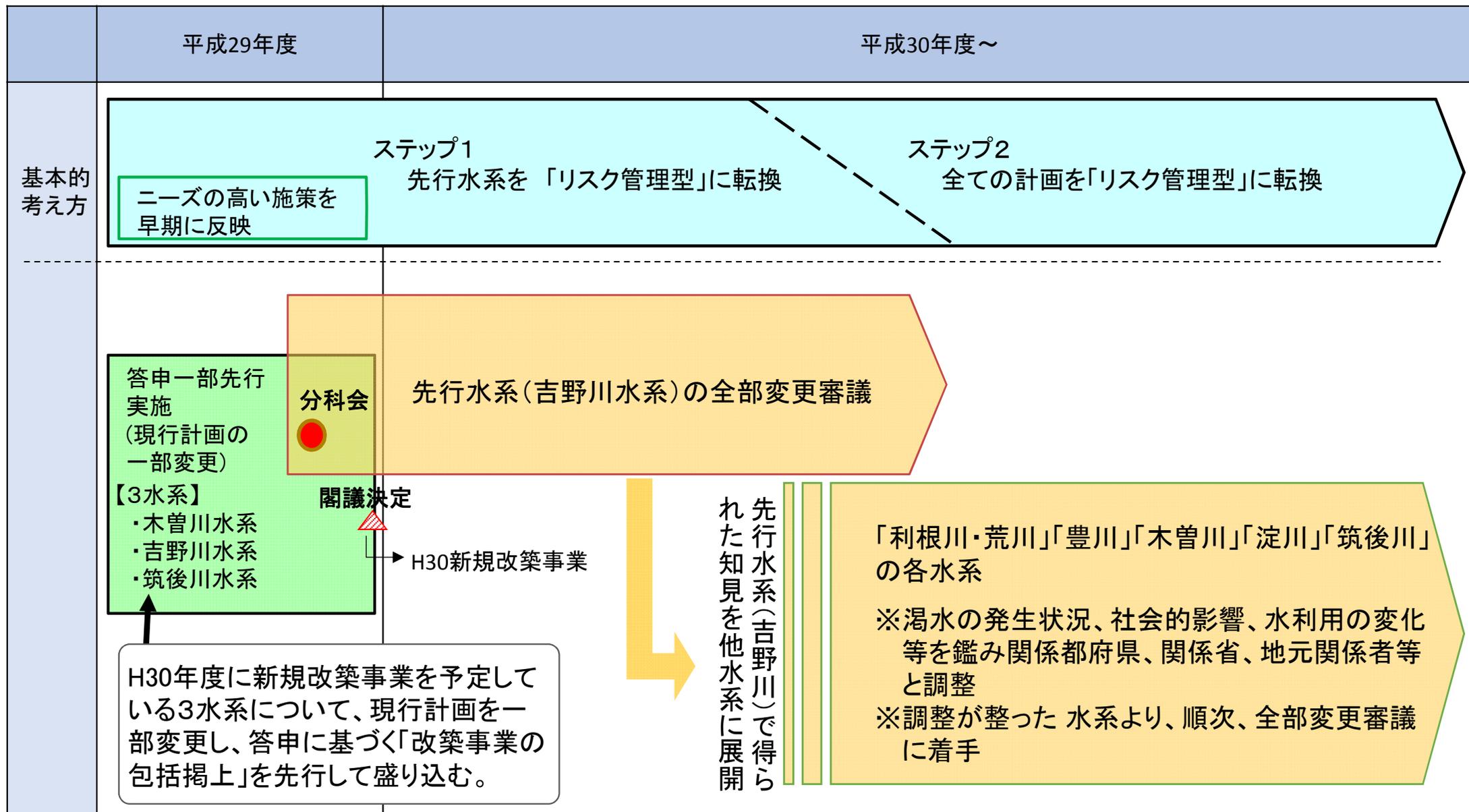
### 新たな水資源開発基本計画のあり方

1. 水供給を巡るリスクに対応するための計画  
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. 水供給の安全度を総合的に確保するための計画  
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価  
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. 既存施設の徹底活用  
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保  
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、  
ハード対策とソフト対策を一体的に推進

## 各水系のフルプランの見直しに着手

・利根川水系及び荒川水系 ・豊川水系 ・木曾川水系 ・淀川水系 ・吉野川水系 ・筑後川水系

# フルプラン変更のスケジュール



## 最近の水循環施策の動向

### ～流域マネジメントの推進について～

水循環政策本部事務局では水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）に基づき、流域水循環計画を策定するなどの流域マネジメント※を推進していくこととしております。

流域マネジメントは、都道府県・市町村などの地方公共団体が中心となって、住民や事業者と一体となり進めるものであるため、都道府県内における取組の一層の推進に向けて、河川管理者として格段の配慮を頂きますようお願いいたします。

国としても、流域マネジメントの取組を一層推進し、各流域において流域水循環計画が策定されるよう、以下の施策を実施しておりますのでご参考にして下さい。

#### 【流域マネジメントの推進にあたっての国の取組】

##### 1. 普及・啓発

- ①基本計画に沿った流域水循環計画をとりまとめHPで公表しています。取組を行う際の参考として下さい。（別紙1）
- ②また、今秋(日程未定)に国土交通大学校において「水循環研修」の開催を予定しております。開催内容が決まりましたら、改めて案内致しますので、積極的な参加をお願い致します。（別紙2）

##### 2. 取組支援

- ①流域水循環計画策定の参考となる手引き・事例集を改定し、公表(別紙3)する予定です。また先進的な取組みを支援するとともに、成功へのヒントを抽出するモデル調査も実施しているところであり、今年度の募集についても改めて案内致します。（別紙4）
- ③今年度より、社会資本整備総合交付金の配分に当たって、「流域水循環計画」に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には、一定程度配慮されることになりました。交付金を活用し、水循環に係る取組みが加速することを期待しています。（別紙5）
- ②水循環施策全般に関する技術相談窓口を設置していますので、ご活用下さい。（別紙6）

#### ※流域マネジメント

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸地域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取組みを通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

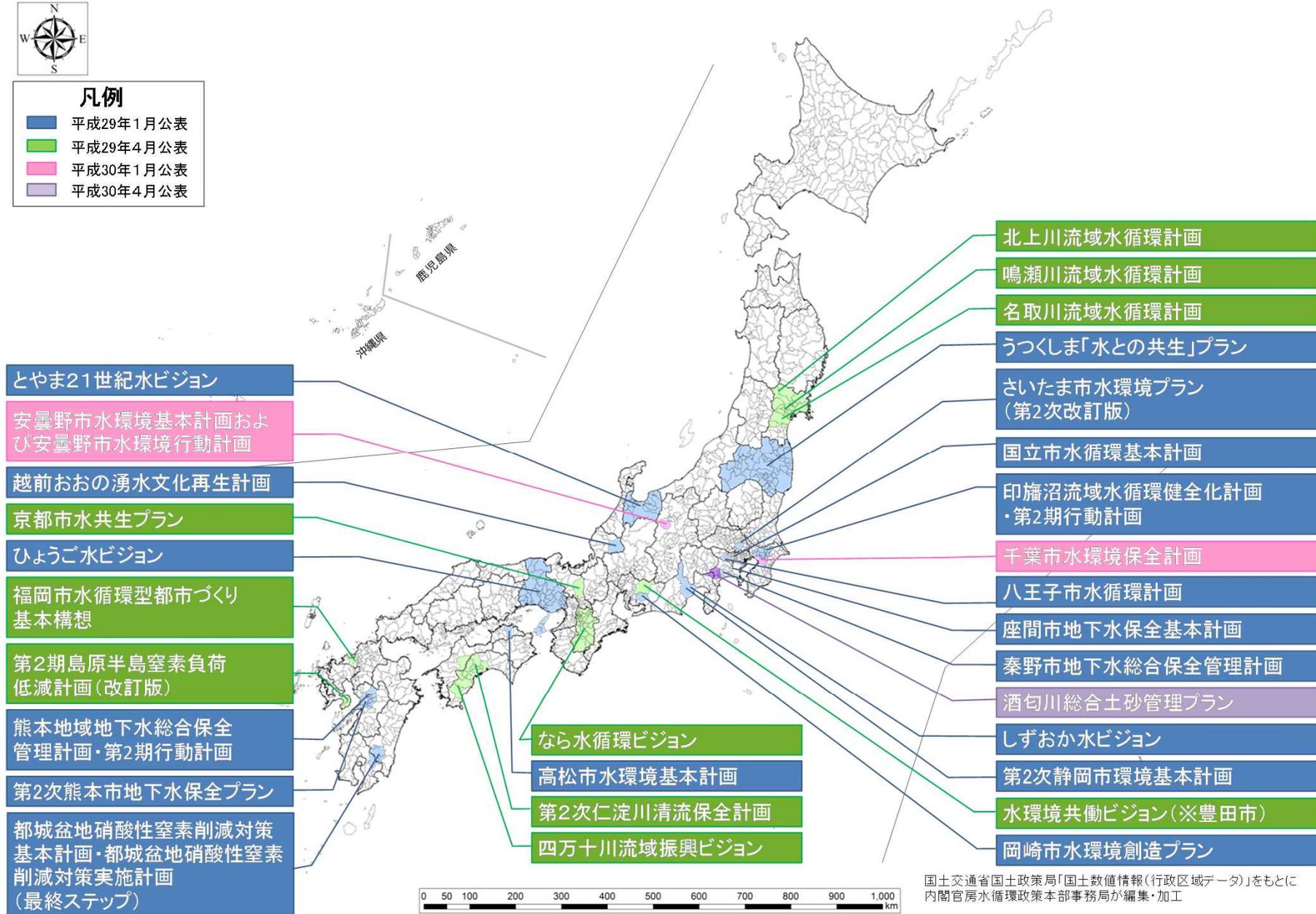
# 「流域水循環計画」の策定状況

(別紙1)



## 凡例

- 平成29年1月公表
- 平成29年4月公表
- 平成30年1月公表
- 平成30年4月公表



国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区画データ)」をもとに  
内閣官房水循環政策本部事務局が編集・加工

<p>研修名</p>	<p>水循環 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> ・ <del>継続</del> )</p>
<p>研修のポイント</p>	<p>水循環基本法が制定され、水循環に関する施策を推進するために、必要な総合的な知識の習得、先進事例や河川、下水道、地下水といった個別施策の連携による効果等についての理解を図ります。</p>
<p>研修内容</p>	<p>水循環に関する総合的な知識の修得                  ①水循環分野の最近の動向・課題を把握するとともに、関連法規等の知識の修得                  ②水循環に関する先進事例。個別施策の連携による効果について理解</p>
<p>対象者</p>	<p>国交省、他省庁、都道府県、政令市、特別区、市、町村、独立行政法人等の技術系職員で係長又は同等の職・同程度の能力を有する者</p>
<p>期間</p>	<p>9/20(水)～9/22(金)の3日間 (平成29年度)</p>
<p>費用</p>	<p>テキスト代として、10,000円(予定)                  その他1日当たり 2,760円(朝食400円、昼食550円、夕食600円、寮費1,210円)</p>

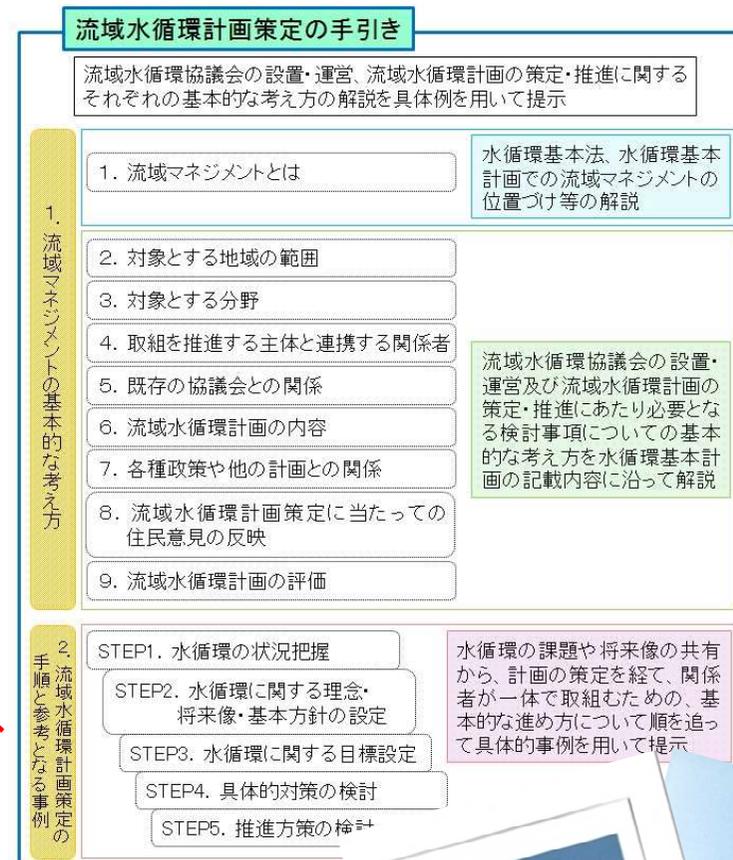
## ■ 流域水循環計画策定のための措置

○流域水循環計画の策定を推進するため、「手引き」や「事例集」を作成し、ウェブサイトで公表(H28.4)

○水循環基本計画地域ブロック説明会を全国で開催。(平成27年度9箇所、平成28年度9箇所、平成29年度5箇所)

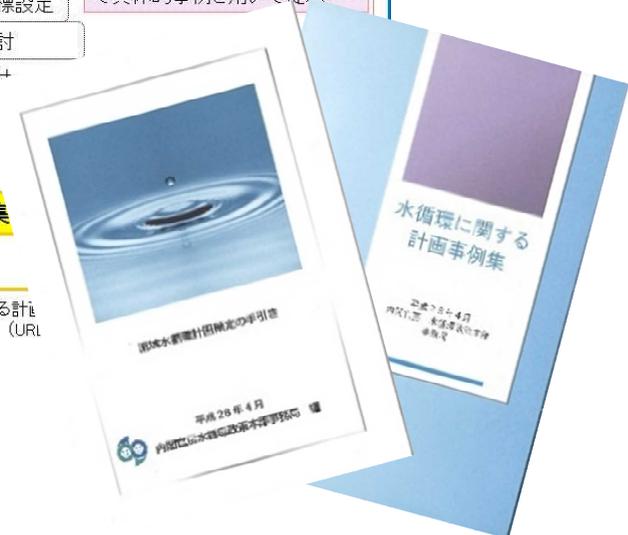
○新たな情報をもとに、手引きについては、  
①流域マネジメントの成果、②流域マネジメントの活動資金、③流域マネジメントの普及啓発等について追記するなどの改訂を行い、「流域マネジメントの手引き」として平成30年上半期に公表予定

○また、事例集については、流域マネジメントの取組事例を一般の方にも興味を持って頂けるように、取組のポイントについて具体事例を用いて紹介する「流域マネジメントの取組事例集」として平成30年上半期に公表予定

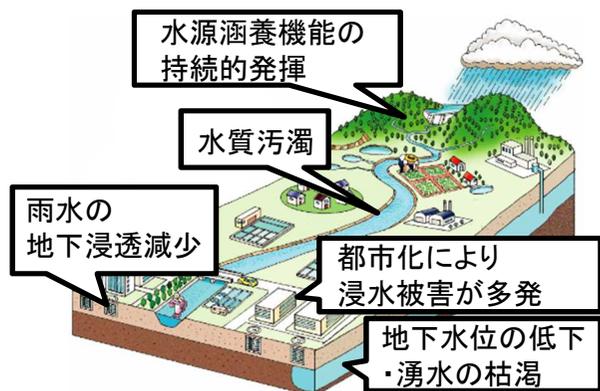


### 水循環に関する計画事例集

「流域水循環計画策定の手引き」「水循環に関する計画事例集」(URL)



## 水循環に関する課題の例



健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組み  
(水循環基本計画で提案)

## 流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

手引き・事例集等  
により全国的に推進

## 流域マネジメントを推進する上での課題

### ○既往の取組みから分かった課題

- ・ 協議会の運営や計画策定のノウハウ不足(水循環は関係者が広範に及び、利害も複雑)
- ・ インセンティブが見出しにくい
- ・ 予算確保が困難
- ・ 活動の持続性・継続性

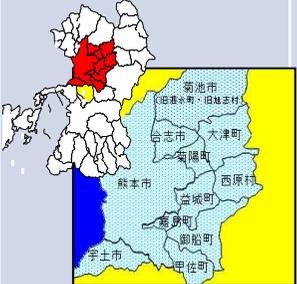
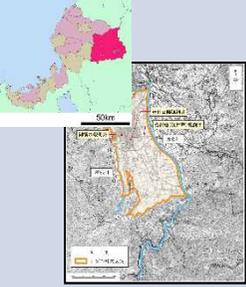
## モデル調査により解決策を抽出

### ○実地におけるモデル調査の実施を通じて、成功へのヒントを抽出

- ・ 広範かつ利害が対立する関係者間の円滑な合意形成手法
- ・ 計画策定のメリット設定及び関係者間での共有手法
- ・ 民間団体からの投資の誘導策手法 ・ 計画策定及び実施に関する各組織・関係者の役割・責任分担

# 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査の概要

(平成29年度モデル調査団体)

地域	福島県	熊本県	岡崎市	秦野市	大野市	鹿児島市
計画名	うつくしま「水との共生」プラン	熊本地域地下水総合保全管理計画	岡崎市水環境創造プラン	秦野市地下水総合保全管理計画	越前おおの湧水文化再生計画	未策定
団体名	福島県水環境施策関係者会議	公益財団法人 くまもと地下水財団	岡崎市水循環推進協議会	秦野市地下水保全審議会	大野市水循環・湧水文化再生推進連絡協議会	錦江湾奥会議
対象とする地域	福島県全域 	地下水盆を共有する熊本地域 	矢作川水系乙川流域(岡崎市内) 	秦野市域 	大野市域 	鹿児島市、霧島市、始良市、垂水市 
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化による洪水被害</li> <li>・農業・農村・森林の多面的機能の低下</li> <li>・水環境の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の流入・流出量バランス</li> <li>・かん養機能の保全、強化</li> <li>・採取量の削減</li> <li>・地下水質の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流域では、水質汚濁、河川流量の減少、渇水</li> <li>・上流域では、森林環境の悪化や保水力の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな地下水と地下水盆の保全</li> <li>・安全な地下水の供給</li> <li>・名水の保全と利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湧水の減少</li> <li>・地下水位の低下</li> <li>・涵養能力の低下</li> <li>・湧水文化の後世への引継ぎ困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・錦江湾奥の環境美化</li> <li>・豊かな自然や水質、生物の保護・保全と共生</li> <li>・観光面での連携</li> </ul>
モデル調査の主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猪苗代湖の水質日本一の復活に向け、昨年度の検討からより具体的な施策への展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の成果を活用し、既存計画改定に向けた目標値の再確認、施策の検証・課題整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の検討を受け、上流域の水源地林保全の仕組みづくりの検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「名水百選総選挙」で1位となった秦野の水のブランド化による地域活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環基本法成立を受け、既存計画の範囲を上流の森林なども含めた計画に改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・錦江湾奥を共有する4市が行政境を超え、水循環の視点からの新たな計画策定</li> </ul>

○ 新たに平成30年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の「配分に当たっての事業横断的な配慮事項」として、『「流域水循環計画」に基づき実施される事業を含む整備計画※である場合には、配分に当たって一定程度配慮する』とされた。今後はこれらの交付金を活用した健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の推進が期待される。

※ 河川事業、下水道事業、都市公園事業、都市再生整備計画事業、砂防事業などの水循環基本法、水循環基本計画と関係性の大きい整備計画については、配慮に該当する。

「H30年1月26日送付版」

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金  
における配分の考え方 (平成30年度)

配分に当たっての事業横断的な配慮事項

- ストック効果の最大化を図る観点から、
  - ・ 事業完了が目前で、あとなずかな投資で大きな経済効果が発揮される事業
  - ・ 民間投資計画と連動して大きな経済効果が発揮される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- PPP/PFIの活用による民間投資の誘発を促進する事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、
  - ・ 頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策
  - ・ インフラ長寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める横串・大括り化した総合的な整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- **国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。**

○ **国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。**

流域水循環計画の策定に向けた協議会の設置から流域水循環計画に基づく取組の推進までの水循環施策全般に関して技術的内容に関する支援を行う。



### 内閣官房水循環政策本部事務局の役割

地方公共団体からの問合せ窓口となり、各省支援内容に該当しない事項に関する助言を行う。

また、各省の個別の支援内容に該当する場合は、各省に取り次ぎを行う。

内閣官房水循環政策本部事務局

〒100-8389 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL: 03-5253-8389(代表)

※Webサイトによるお問合せは以下のURL

[https://www.kantei.go.jp/jp/forms/mizu\\_junkan\\_form.html](https://www.kantei.go.jp/jp/forms/mizu_junkan_form.html)

平成30年3月2日  
総合政策局国際政策課

**「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案」を閣議決定  
～官民一体となってインフラシステム輸出を強力に推進！～**

海外における鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等のインフラ事業（海外社会資本事業）について、国土交通大臣が定める基本方針に基づき、独立行政法人等に調査等の必要な海外業務を行わせるなど、民間事業者の海外展開を強力に推進する「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案」が、本日、閣議決定されました。

## I. 背景

少子高齢化が進む我が国の成長戦略として、新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むためには、民間事業者の海外展開を促進することが必要となっています。

他方、インフラ開発・整備は相手国政府の影響力が強いことや、インフラ整備等に関する専門的な技術やノウハウは独立行政法人等の公的機関が保有していること等により、民間事業者のみでは十分に対応できない場合があります。

## II. 概要

海外社会資本事業について、我が国事業者の海外展開を強力に推進するため、国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業務を行わせるための措置を講じます。

### (1) 国土交通大臣による基本方針の策定

海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に係る基本方針を策定。

- ・ 我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項  
（成長戦略としての海外インフラ需要の取り込み 等）
- ・ 我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項  
（案件形成段階からの関与、総合的な面的開発への関与 等）
- ・ 独立行政法人等が行う海外業務の内容に関する事項
- ・ 関係者の連携及び協力に関する事項

### (2) 独立行政法人等の業務規定の追加

以下の独立行政法人等について、(1)の基本方針に基づき、我が国事業者の参入を促進するため、海外における調査、設計等を行う海外業務を追加。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ①独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | ⑥成田国際空港株式会社     |
| ②独立行政法人水資源機構           | ⑦高速道路株式会社（※1）   |
| ③独立行政法人都市再生機構          | ⑧国際戦略港湾運営会社（※2） |
| ④独立行政法人住宅金融支援機構        | ⑨中部国際空港株式会社     |
| ⑤日本下水道事業団              |                 |

※1 高速道路株式会社：東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社  
※2 国際戦略港湾運営会社：横浜川崎国際港湾株式会社、阪神国際港湾株式会社

### (3) その他

国土交通大臣による情報提供・指導・助言、関係者との連携など所要の規定を整備。

**(問い合わせ先)** 国土交通省 代表番号 03-5253-8111

**<法案全般>**

総合政策局国際政策課 坂井、司馬、江口、二上 (内線 25204、25921、25923)  
直通番号 03-5253-8314 F A X 03-5253-1561

**①独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関係**

鉄道局国際課 石井、牧野 (内線 40162、40235)  
直通番号 03-5253-8527 F A X 03-5253-1635

**②独立行政法人水資源機構関係**

水管理・国土保全局水政課 小松、山田 (内線 35232、35227)  
直通番号 03-5253-8439 F A X 03-5253-1626

**③独立行政法人都市再生機構関係**

都市局総務課国際室 松野、小椋 (内線 32114、32136)  
直通番号 03-5253-8955 F A X 03-5253-1584

**④独立行政法人住宅金融支援機構関係**

住宅局総務課民間事業支援調整室 寺内、木村 (内線 39163、39729)  
直通番号 03-5253-8518 F A X 03-5253-1626

**⑤日本下水道事業団関係**

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 植垣、吉見 (内線 34122、34114)  
直通番号 03-5253-8427 F A X 03-5253-1596

**⑥・⑨成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社関係**

航空局国際航空課 高中 (内線 48189)  
総務課 村瀬 (内線 48134)  
直通番号 03-5253-8702 (国際航空課) F A X 03-5253-1656 (両課共通)  
03-5253-8692 (総務課)

**⑦高速道路株式会社関係**

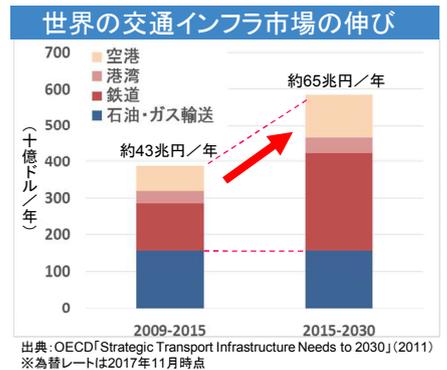
道路局路政課 濱崎、手嶋 (内線 37332、37334)  
直通番号 03-5253-8479 F A X 03-5253-1616

**⑧国際戦略港湾運営会社関係**

港湾局港湾経済課 竹内、仲井 (内線 46853、46836)  
直通番号 03-5253-8629 F A X 03-5253-8937

背景・必要性

- 少子高齢化が進む我が国の成長戦略として、新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むため、**民間事業者の海外展開を促進することが必要。**
- ①**インフラ開発・整備は相手国政府の影響力が強く、民間事業者では相手国政府との連携や調整が困難、②インフラ整備等に関する専門的な技術やノウハウは独立行政法人等の公的機関が保有しており、民間事業者のみの対応では限界あり。**



法案の概要

国土交通分野の海外インフラ事業(海外社会資本事業)について、**我が国事業者の海外展開を強力に推進するため、国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業務を行わせるための措置を講ずる。**

対象となる独立行政法人等

- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・独立行政法人水資源機構
- ・独立行政法人都市再生機構
- ・独立行政法人住宅金融支援機構
- ・日本下水道事業団
- ・成田国際空港株式会社
- ・高速道路株式会社
- ・国際戦略港湾運営会社
- ・中部国際空港株式会社

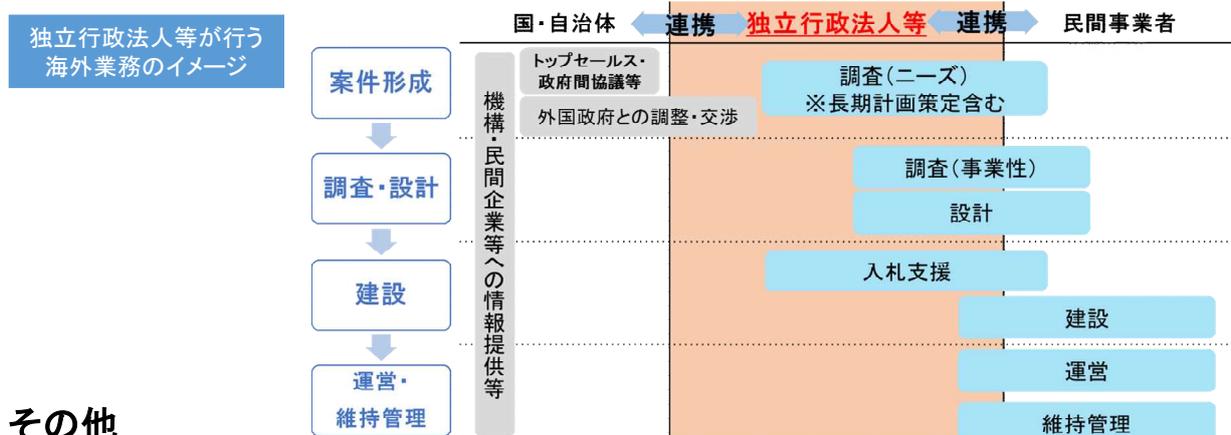
① 国土交通大臣による基本方針の策定

海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に係る基本方針を策定

- ・我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項  
(成長戦略としての海外インフラ需要の取り込み 等)
  - ・我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項  
(案件形成段階からの関与、総合的な面的開発への関与 等)
  - ・独立行政法人等が行う海外業務の内容に関する事項
  - ・関係者の連携及び協力に関する事項
- 等

② 独立行政法人等の業務規定の追加

独立行政法人等に、基本方針に基づき、海外における調査、設計等を行う海外業務を追加



③ その他

国土交通大臣による情報提供・指導・助言、関係者との連携など所要の規定を整備

【目標・効果】

インフラシステム海外展開の推進体制を強化し、**2020年に約30兆円のインフラシステム受注を実現(KPI)** 我が国のインフラシステム受注額 **約10兆円(2010年)**  
⇒ **約30兆円(2020年)**(※2015年 約20兆円)

# 国土政策局所管の公共事業関係費 について

1. 災害対策等緊急事業推進費
2. 官民連携基盤整備推進調査費
3. 社会資本整備総合交付金（広域連携事業）

# 災害対策等緊急事業推進費の概要

[ 平成30年度版 ]



国土交通省 国土政策局  
広域地方政策課 調整室

# 災害対策等緊急事業推進費とは

自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した場所などで、地域住民や利用者の安全・安心を確保するために、年度内に緊急に行う再度災害防止対策（災害対策）や事故の再発防止対策（公共交通安全対策）に配分することができる予算です。

【予 算】 平成30年度 134.38億円（国費ベース）

【実施主体】 国（直轄事業）、都道府県・市町村等（補助事業）

【配分時期】

区 分	募集期間（予定）	配分時期（予定）
第1回	4月2日～5月7日	6月下旬
第2回	5月8日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

※ 上記のほか、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討

※ 気象条件や用地交渉等やむを得ない事情が発生した場合は、明許繰越も可能

## 災害対策

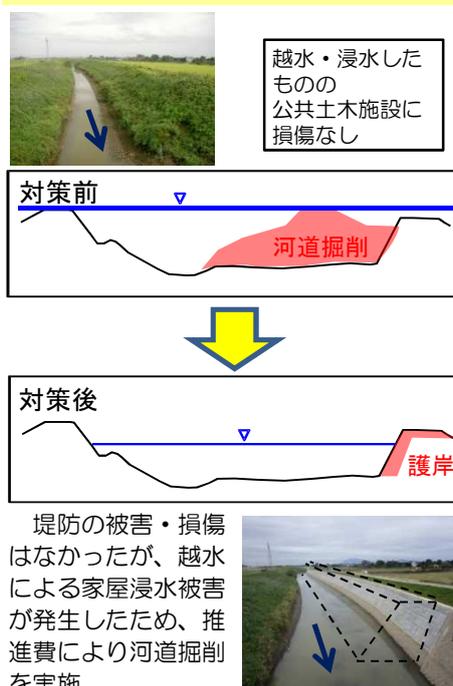
特徴1：災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

① 災害復旧事業にあわせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策



堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削を実施。

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策



災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れで通行止めが発生したため、推進費により法面对策を実施。

# 公共交通安全対策

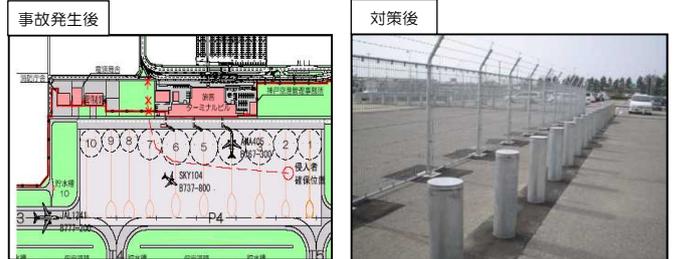
## 特徴2：交通インフラにおける重大事故への対策が可能です。

### ① 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策



下りが連続する国道で速度超過により発生した死亡事故を受けて、危険箇所道路情報提供装置を設置。

### ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策



複数の空港において発生した人及び車両の不法侵入を受けて、全国点検の結果、14空港で鋼管製車止め及びフェンスのメッシュ化を実施。

## 特徴3：幅広い事業分野（直轄及び補助）に配分することが可能です。

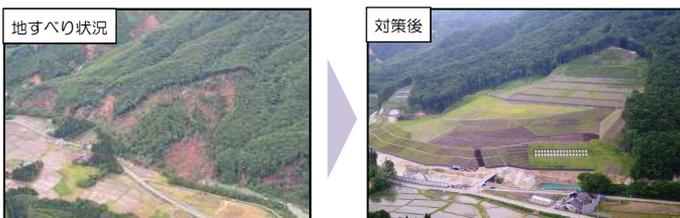
国土交通省（河川、地すべり、砂防、海岸、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市防災、公営住宅、鉄道、船舶交通等）

農林水産省（農業農村整備、海岸、地すべり、治山、森林、漁港、水産基盤等）

厚生労働省（水道施設、水資源開発）

経済産業省（工業用水道）

### 治山事業（林野庁所管）の事例



<被害>  
地震に伴う大規模地すべりにより斜面が崩壊し、河川閉塞が発生。

<対策>  
アンカー工による地すべり対策を実施。

### 港湾事業の事例



<被害>  
発達した低気圧に伴う高波浪により、導流堤基礎部が洗掘され倒壊。

<対策>  
災害復旧事業による原形復旧にあわせて、石かごによる補強を実施。

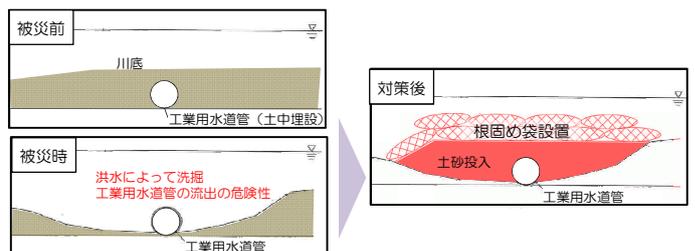
### 海岸保全事業（水産庁所管）の事例



<被害>  
冬期風浪に伴う高波により護岸が倒壊し、背後集落に死傷者や家屋損壊が発生。

<対策>  
護岸の高上げや集落沿いに護岸を設置。

### 工業用水道事業（経産省所管）の事例



<被害>  
台風の豪雨により川底が洗掘され、工業用水道管が露出して流出の危険があるので、取水停止を実施。

<対策>  
管理設上部について、根固め袋による補強を実施。

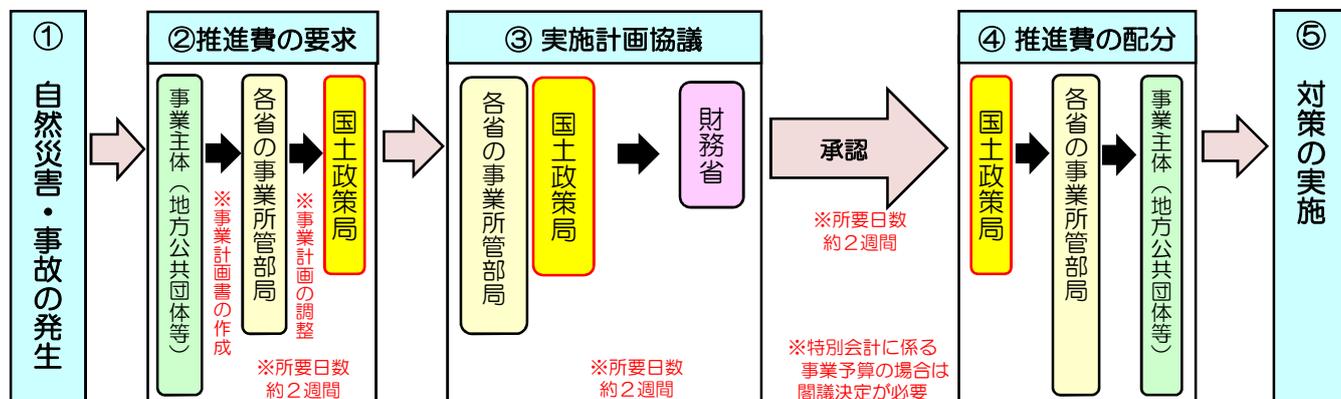
## <参考> 主な実施事業と国庫補助率等

国庫補助率は各府省で定められた対象事業の規定に従います。  
(本予算による特別な優遇措置はありません。)

事業分野	主な実施事業	参考 (内地の主な補助率・負担率)
河川 道路 海岸 港湾 公園 農業農村整備 治山 水産基盤	河川改修事業、流域治水対策事業、 河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 道路更新防災等対策事業 海岸保全施設整備事業 港湾事業 都市公園災害対策事業 農業農村整備事業 治山事業 水産基盤整備事業	1/2 (補助)
河川 砂防 海岸 港湾	河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、 河川災害復旧等関連緊急事業 特定緊急砂防事業 海岸保全施設整備事業 港湾改修事業	2/3 (直轄)
船舶交通 治山	船舶交通安全基盤整備事業 国有林野内治山事業	10/10 (直轄)

※ 対象事業の詳細は「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」別表1及び別表2に記載（ホームページ参照）

## 配分の流れ



○ 制度の活用を検討するにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記の担当までご相談ください。

## 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階  
TEL：03-5253-8360（直通）  
FAX：03-5253-1572

※国土交通省ホームページにも情報を掲載しています。

(ホーム >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費)

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk4\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html)

《平成30年度版》

# 官民連携基盤整備推進調査費のご案内

－ 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業－

## ■ 調査費の概要

### 1. 民間活動に合わせた自治体の基盤整備検討の機動的な支援です！

- 民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。（補助率1/2）

### 2. 基盤整備の事業化検討が実施可能です！

- 国土交通省所管（道路、港湾、河川、公園、駅前広場等）の社会資本整備事業の事業化を検討するための調査を実施できます。

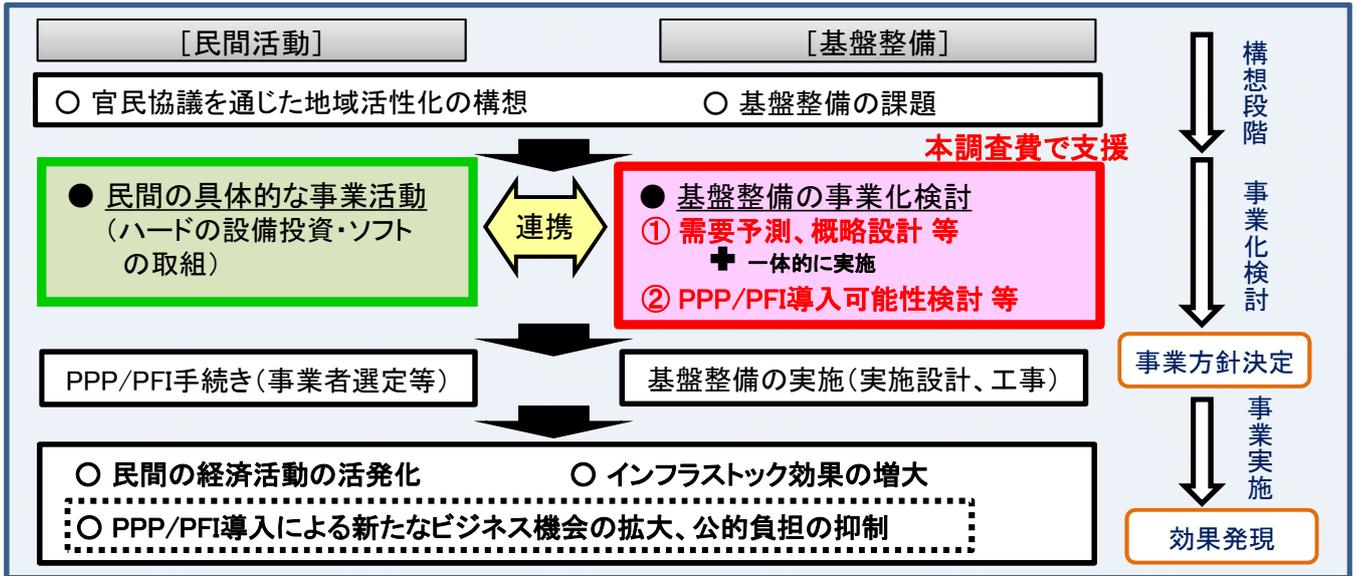
（例）基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等

### 3. 事業化検討と合わせてPPP/PFI導入検討も実施可能です！

- 基盤整備の事業化検討と合わせて、PPP/PFI導入可能性検討や具体的事業手法の選定などの調査も実施できます。

（例）PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等

# 調査費の活用の流れ

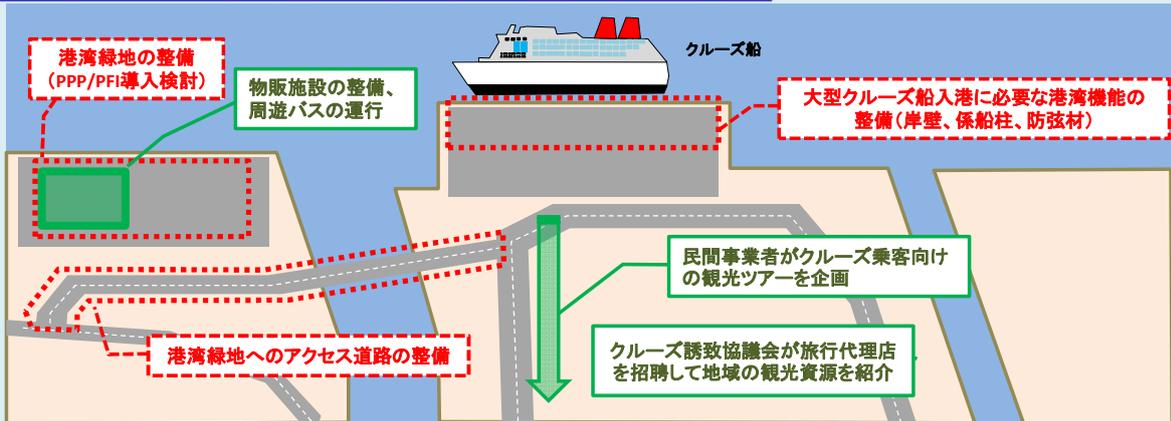


# 調査費の活用事例 (イメージ)

凡例 (Legend):

- Red dashed box: 必要な基盤整備 (Required infrastructure improvement)
- Green solid box: 民間の投資、活動等 (Private investment, activities, etc.)

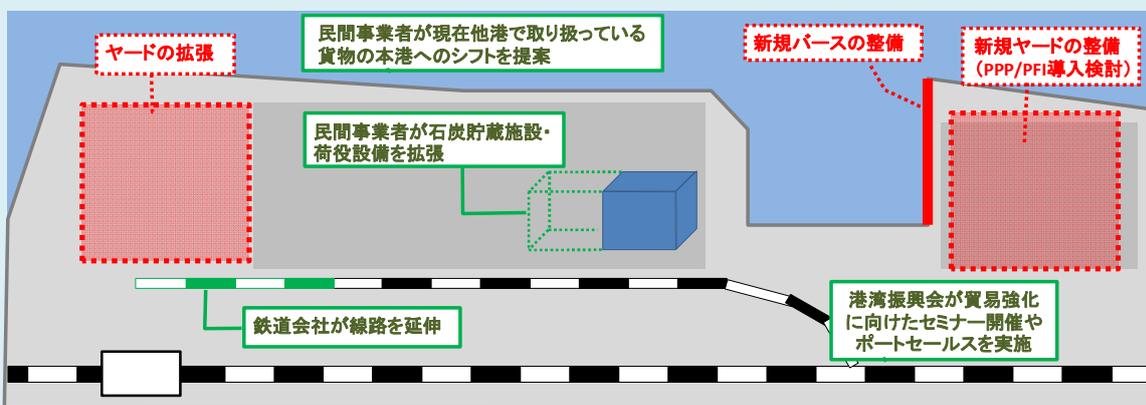
## 事例①：大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討



### 補助対象となる調査項目例

- ① 大型クルーズ船の寄港に必要な港湾機能の検討
- ② 岸壁、アクセス道路、港湾緑地の概略設計等
- ③ 港湾緑地の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討等

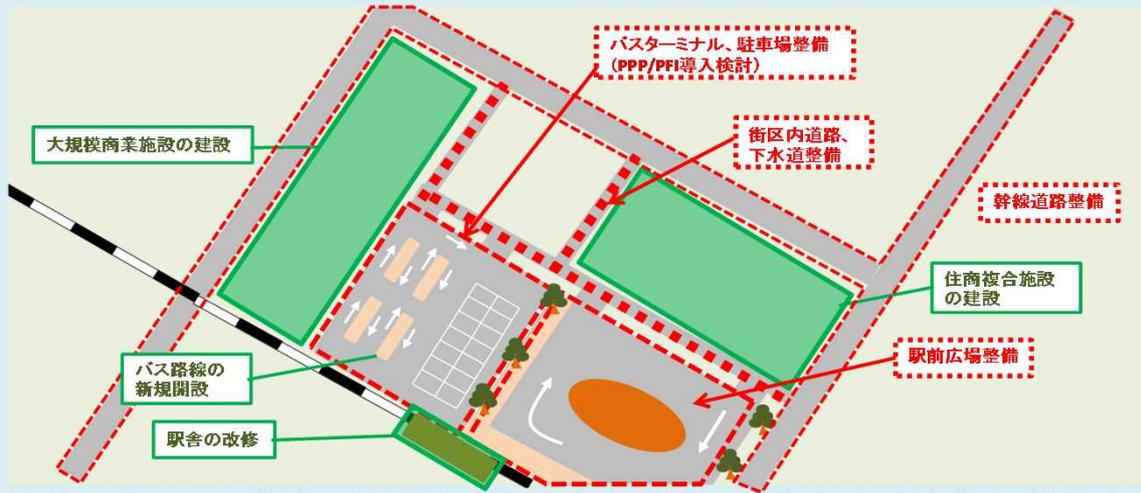
## 事例②：物流機能強化のための港湾施設整備の検討



### 補助対象となる調査項目例

- ① コンテナ取扱貨物量の需要予測
- ② ヤード及びバースの概略設計、整備効果の検討
- ③ ヤードの整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討等

### 事例③：広域交流拠点としての駅周辺整備の検討



#### 補助対象となる調査項目例

- ① 幹線・街区内道路、下水道の基本計画策定
- ② バスターミナル、駐車場、駅前広場の概略設計
- ③ バスターミナル、駐車場の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等

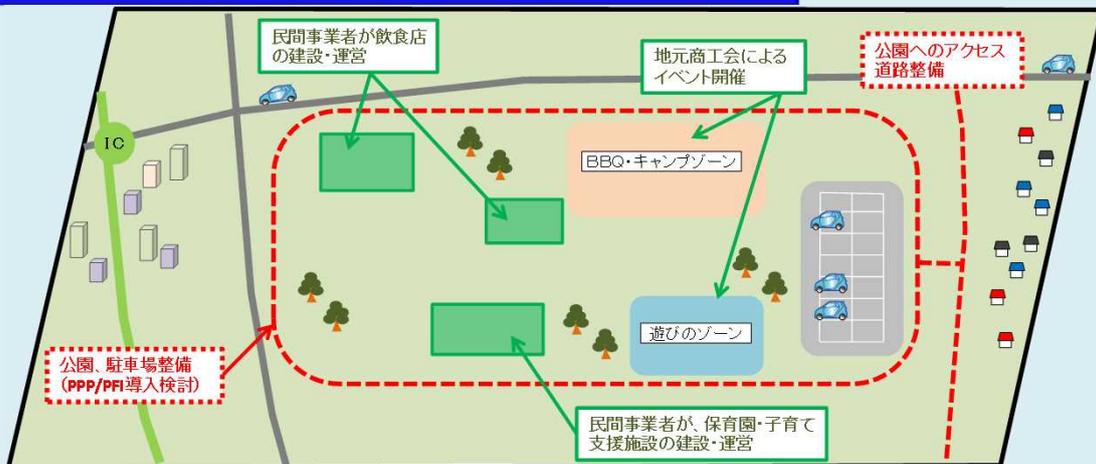
### 事例④：地域振興拠点としての道の駅整備の検討



#### 補助対象となる調査項目例

- ① アクセス道路、駐車場、休憩・情報提供施設等の需要予測、概略設計、事業費算出
- ② 駐車場、休憩・情報提供施設等の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等

### 事例⑤：観光振興のための公園整備の検討 (Park-PFIの活用)



#### 補助対象となる調査項目例

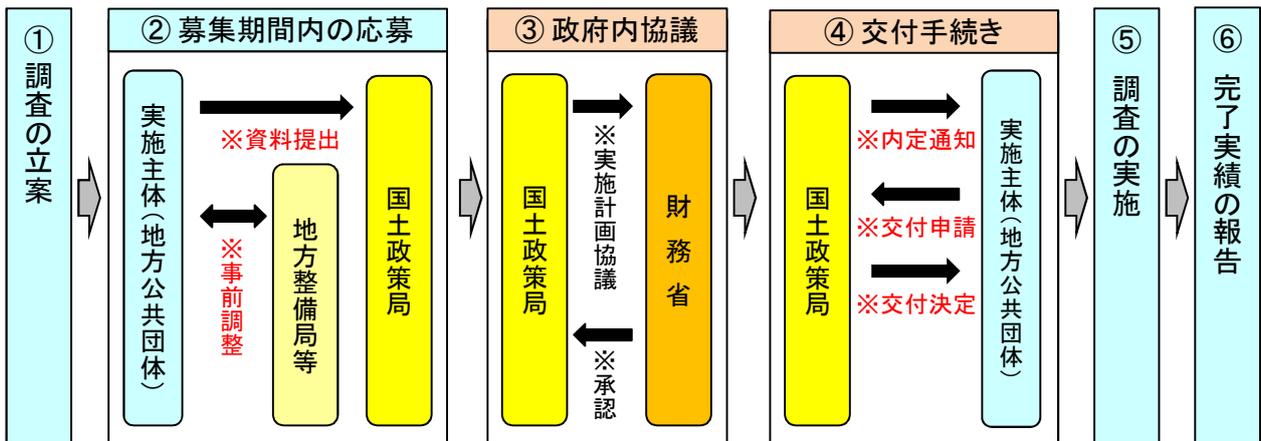
- ① 公園・アクセス道路の需要調査、基本計画、概略設計、事業費算出
- ② 公園の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等

## 募集・配分スケジュール

年3回の募集を予定しています。ただし、応募状況等によっては、2回目以降の募集を行わない場合もあります。

区分	募集期間	配分時期
第1回	1月22日～2月16日	4月19日
第2回	2月26日～4月13日	6月下旬
第3回	5月下旬～7月上旬	8月下旬

## 募集から調査実施までの流れ



## お問い合わせ窓口

(本省担当)

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 (官民連携基盤整備推進調査費 担当)  
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階  
 TEL:03-5253-8360(直通) FAX:03-5253-1572

(各地方支分部局)

	部署名	外線(内線)
北海道開発局	開発監理部 開発計画課 開発企画官、地域連携専門官	011-709-2311(内 5462, 5467)
東北地方整備局	企画部 環境調整官、企画課	022-225-2171(内 3114, 3156, 3236)
関東地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	048-601-3151(内 3116, 3153, 3181)
北陸地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	025-280-8880(内 3116, 3211)
中部地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	052-953-8129(内 3116, 3211, 3212, 3221)
近畿地方整備局	企画部 事業調整官、企画課	06-6942-1141(内 3116, 3156)
中国地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	082-221-9231(内 3116, 3221)
四国地方整備局	企画部 事業調整官、広域計画課	087-851-8061(内 3116, 3211, 3212, 3231)
九州地方整備局	企画部 企画課	092-471-6331(内 3181, 3182)
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	098-866-0031(内 3166)

国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。調査計画書の様式等をダウンロードできます。

(ホーム <http://www.mlit.go.jp/> >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業)  
<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

# 社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の概要

平成30年4月版

国土政策局広域地方政策課広域制度企画室

## 目 的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域での観光や物流の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民経済の健全な発展に寄与

### 【制度概要】

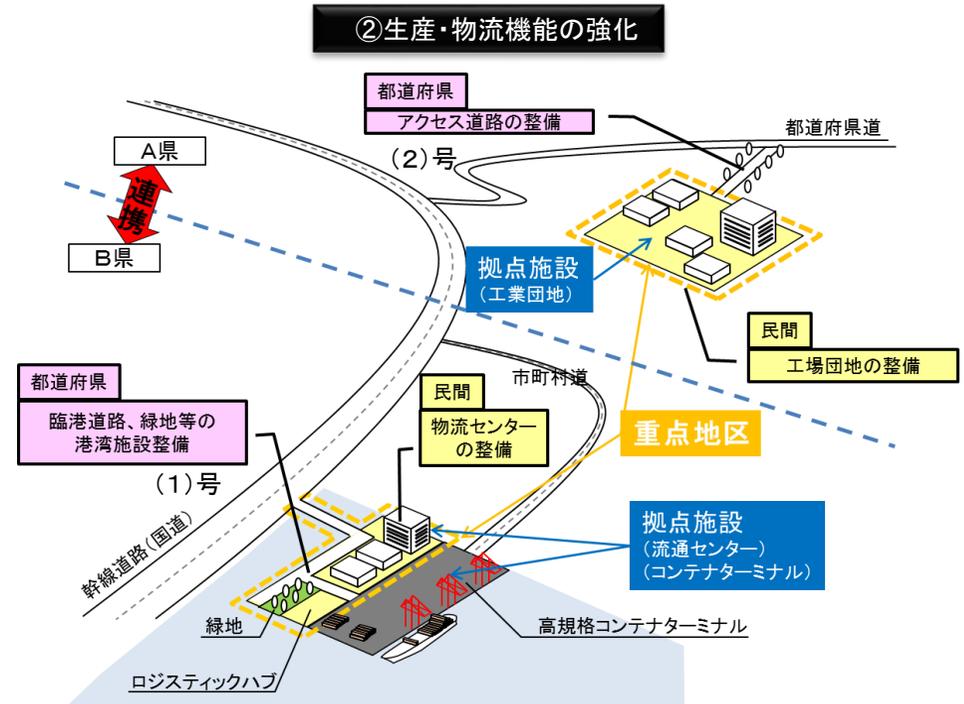
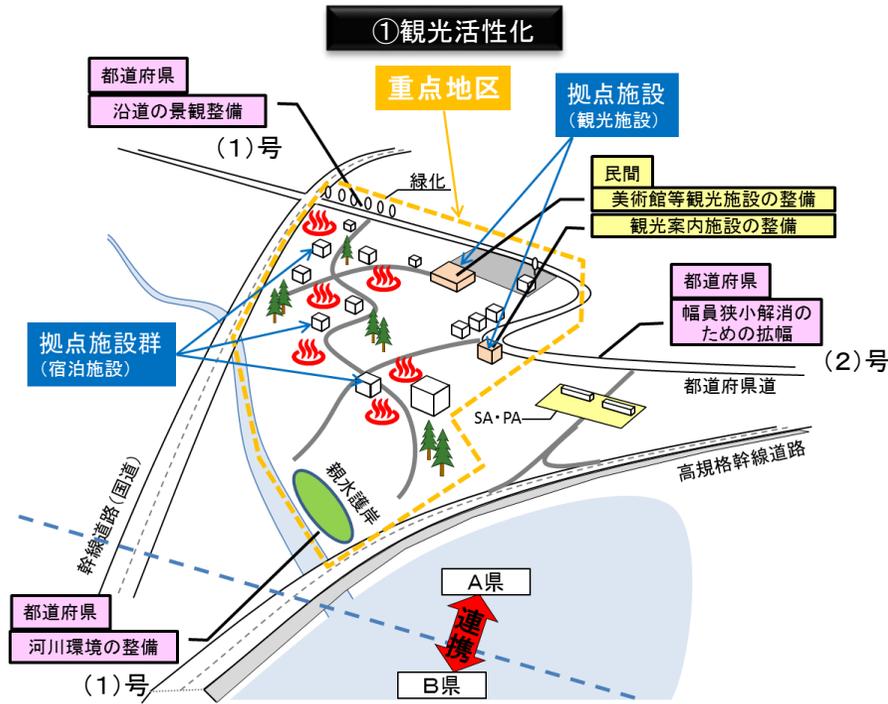
- (1) 根拠法：広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）
- (2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域活性化計画（社会資本総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等
  - ①基幹事業：広域的特定活動※1を推進するために必要な基盤整備事業  
（都道府県が自ら実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理事業、市街地再開発事業、広活法提案事業※2）

※1 域外の広域からの来訪者を増加させたり、広域にわたる物資の流通を促進する効果の高い、主として民間によって展開される広域的な地域活性化に寄与する活動  
※2 広域的地域活性化法第2条第3項で定める拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（例：検討調査、社会実験、標識整備等）。下記「③効果促進事業」とあわせて全体事業費の20/100以内。

- ②関連社会資本整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業
  - ③効果促進事業：計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等  
※広活法提案事業を実施することができるため、実施不可。
  - ④社会資本整備円滑化地籍整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの
- (4) 交付期間：3～5年程度

- (5) 交付率：①基幹事業 = 最大45%  
②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2
- (6) その他：  
・計画全体をパッケージで採択  
・計画内の他事業に国費の流用可  
・法律で補助事業となっている事業とは異なり、**年度間でも国費率の調整可**  
・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

# 社総金（広域連携事業）の実施イメージ



(1) 法第2条第3項1号の事業・・・道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理等

→重点地区(拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められた地区)内の事業であり、民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの

・広域的特定活動の活発化のためのいわば条件整備として、重点地区における拠点施設の整備の施行に関連し、あわせて当該施設の機能が適切に発揮されるよう、時間的・物理的に一体となって実施することが必要となる事業。(技術的助言3.(1))

・拠点施設の整備に関する事業が行われることが前提となり、広域活性化計画に重点地区を設定する必要があるほか、事業実施もおおむね重点地区内で行われることが想定される。(技術的助言3.(1))

(2) 法第2条第3項2号の事業・・・道路、鉄道、空港、港湾

→重点区域外の事業であり、拠点施設において行われている広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業

・拠点施設の整備に関する事業の施行を前提としないため、重点地区を設定する必要はなく、実施箇所が当該地区にかかわらない。地域の実情、必要性に応じてこれらを適切に組み合わせて活用。(技術的助言3.(1))

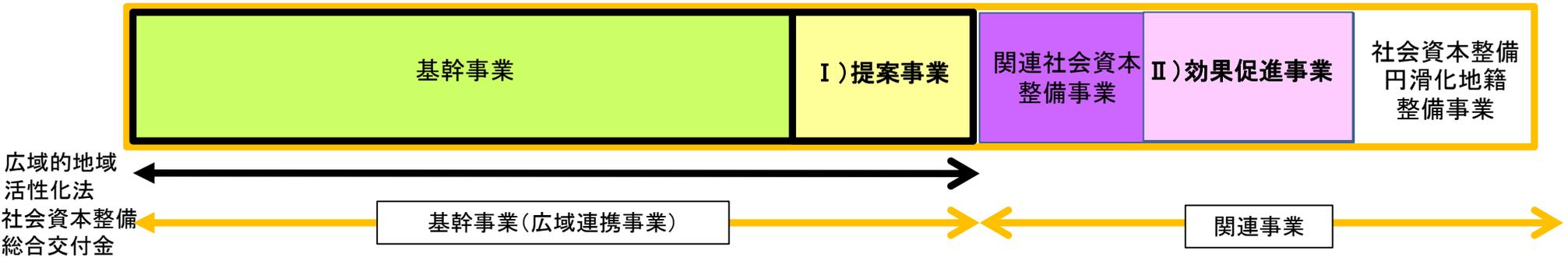
# 広活法における「広域的特定活動」及び「拠点施設」

- 第2条第1項(広域的特定活動)
  - 下表左列欄に掲げる活動

- 第2条第2項(拠点施設)
  - 地域における広域的特定活動の拠点となる施設であって、下表右列欄に掲げる施設

広域的特定活動 (法第2条第1項、省令第1条・第2条)	拠点施設 (法第2条2項、省令第3条)
国際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催(第1号イ)	会議場施設、研修施設、見本市場施設、スポーツ施設(第1号)
国際観光地その他の主要な観光地において行われる次に掲げる活動(第1号ロ)	
(1)観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る)	一団地の観光施設(第2号)
(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	教養文化施設(第3号)
高等教育の段階における教育活動(第1号ハ)	教育施設(第4号)
国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)又は共同研究開発(第1号ニ)	工業団地、研究開発施設(第5号)
これらに類するもので国土交通省令で定める活動(第1号ホ)	国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設(第6号)
(1)博覧会、芸術の発表会、芸能及びスポーツの興業、祭礼その他の催しであって国際的又は全国的な規模又は知名度を有するものの実施(省令第1条第1号)	教養文化施設、スポーツ施設、その他、左の催しが実施される施設(省令第3条第1号)
(2)二地域居住や農山漁村への移住促進活動、我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動(省令第1条第2号)	交流施設、集会施設、体験学習施設(省令第3条第2号)
(3)広域的地域活性化を図る上で中核となる商業若しくはサービス業に係る事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)又は高度かつ専門的な医療活動(省令第1条第3号)	商業施設 事業場として相当数の事業者が利用するための施設 医療施設(省令第3条第3号)
(4)国際的又は全国的な規模の物資の流通に係る事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る)(省令第1条第4号)	流通業務施設(省令第3条第4号)
(5)前各号に掲げるもののほか、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高く、都道府県における広域的地域活性化を図る上で中核となる活動として国土交通大臣が認めるもの(省令第1条第5号)	活動の拠点として国土交通大臣が認めるもの(省令第3条第5号)
法第2条第1項第1号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便を増進する貨客の運送に関する事業活動であって国土交通省令で定めるもの(第2号)	
鉄道事業法、道路運送法その他の法令の規定による許可、認可、免許、登録その他の処分を受けて行う貨客の運送に関する事業活動(省令第2条)	交通施設、 流通業務施設(省令第3条第6号)

# 提案事業（広活法）と効果促進事業（社総金）との関係



## I) 提案事業：広活法

拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務

→広域活性化計画に規定することが必要（社会資本総合整備計画では広域連携事業（基幹事業）として規定※）

※広域連携事業活用調査（交付対象事業の活用等に関する調査等）

広域連携推進事業（情報収集・提供活動、社会実験等）

広域連携基盤整備支援事業（目標を達成するために必要な事業等）

→交付率：最大45%

→事業活用調査、社会実験、定住促進事業、地域交流連携活動等、地域交流センター等の関連施設整備等（以上、技術的助言）

## II) 関連事業（効果促進事業）：交付要綱

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

→個別の法令に規定がある場合以外は1/2

→以下は除く

①交付金事業者の運営に必要な人件費等

②交付対象の地公体の区域を著しく越える公共交通機関に係る事業

③レクリエーションに関する施設の整備事業

④社会資本総合交付金交付要綱付属第Ⅱ遍第2省第2の表に定める事業等

# H30社会資本総合整備計画（広域連携事業） 計画一覧

## 【35計画名77計画数】(H30.4)

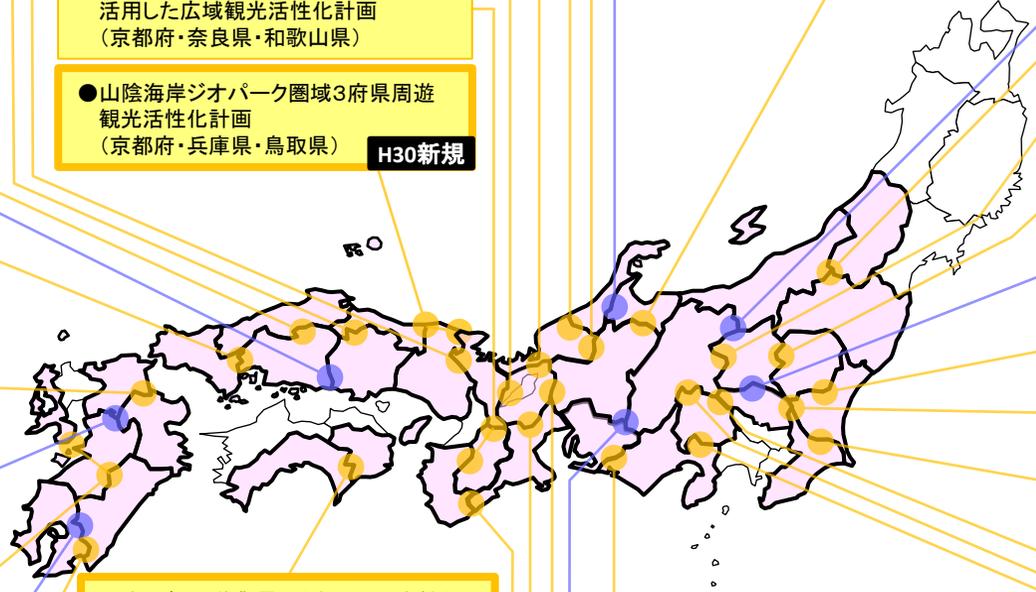
●: 広域観光の活性化(28計画名 60計画数)

★: 広域産業の活性化(7計画名 17計画数)

太枠: H30新規

- 大丹波圏域広域観光活性化計画 (京都府・兵庫県)
- 中国山地の豊かな自然を活かした広域観光活性化計画 (鳥取県・岡山県)
- 広島・島根における尾道松江線を軸とした広域観光活性化計画 (島根県・広島県) **H30新規**
- ★備後圏域連携中枢都市圏における広域的な産業物流活性化計画 (岡山県・広島県)
- 広島広域都市圏における広域的な観光活性化計画 (広島県・山口県)
- 北部九州地域への来訪促進戦略(広域的観光活性化) (福岡県・大分県)
- ★北部九州地域における産業活性化戦略(広域的な物流の効率性向上) (福岡県・熊本県・大分県)
- 九州横軸三県における広域的な観光活性化計画 (長崎県・熊本県・宮崎県) **H30新規**
- ★南九州地域における産業・物流活性化計画 (宮崎県・鹿児島県)
- 九州南部地域における広域観光活性化計画 (宮崎県・鹿児島県) **H30新規**

- 福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画 (福井県・滋賀県)
- 滋賀・京都交流圏域における観光・スポーツ振興による広域的な地域活性化計画 (滋賀県・京都府)
- 京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域観光活性化計画 (京都府・奈良県・和歌山県)
- 山陰海岸ジオパーク圏域3府県周遊観光活性化計画 (京都府・兵庫県・鳥取県) **H30新規**



- 世界初の営業運行となるDMVを軸とした観光による徳島県南部及び高知県東部地域活性化計画 (徳島県・高知県) **H30新規**
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」などの観光資源を活用した紀伊地域の活性化 (三重県・和歌山県)
- 三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画 (三重県・滋賀県)

- 高速交通ネットワークを軸とした石川～福井における広域観光活性化計画 (石川県・福井県)
- 福井と岐阜を結ぶ美濃街道、中部縦貫自動車道、北陸自動車道等を軸とする岐阜福井交流圏域における広域観光活性化計画 (岐阜県・福井県)
- ★石川・富山における広域的な産業物流活性化計画 (富山県・石川県)
- 飛越交流圏域活性化計画 (富山県・岐阜県)

- 愛知静岡昇龍道Ukiyo-e Routeを巡る歴史・文化観光活性化計画 (静岡県・愛知県)
- ★愛知岐阜長野における広域的な産業・物流活性化計画 (長野県・岐阜県・愛知県)
- 岐阜・滋賀交流圏域における観光振興による広域的な地域活性化計画 (岐阜県・滋賀県)

- ★上信越地域における広域的な産業・物流活性化計画 (群馬県・長野県・新潟県)
- 山形福島新潟広域観光活性化計画 (山形県・福島県・新潟県)
- 群馬・長野における豊かな環境を活かした多様な広域周遊観光計画 (群馬県・長野県) **H30新規**
- 栃木・群馬における魅力的な資源を活かした広域的な観光活性化計画 (栃木県・群馬県) **H30新規**
- ★高規格道路(北関東・関越・圏央・東北)沿線地域における広域的な産業・物流活性化計画 (群馬県・埼玉県)
- 茨城栃木交流圏域における観光振興による広域的な地域活性化 (茨城県・栃木県)
- 圏央道・新国道4号を軸とした茨城埼玉交流圏域活性化計画 (茨城県・埼玉県)
- 千葉茨城交流圏域における観光振興による広域的な地域活性化 (茨城県・千葉県)
- 山梨埼玉広域観光活性化計画 (埼玉県・山梨県)
- 甲信地域広域的な観光活性化計画 (山梨県・長野県)
- 世界遺産「富士山」を中心とした山梨静岡交流圏域活性化計画 (山梨県・静岡県)

# H30年度社総金（広域連携事業）「配分の考え方」

(旧)

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方（抄）

## 1.1 広域連携事業

社会資本整備総合交付金における広域連携事業においては、広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

### ① 連携中枢都市圏の形成等の広域圏域としての取組の推進に資する計画

整備計画の目標例

連携中枢都市圏地域における観光入込客数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化、及び生活関連機能サービスの向上を実現する「連携中枢都市圏」の形成を促進

### ② 半島振興対策実施地域において、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する計画

整備計画の目標例

半島地域における観光入込客数の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まず着実に進めていく

変更

(新)

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方（抄）

## 1.1 広域連携事業

社会資本整備総合交付金における広域連携事業においては、広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

【社会資本整備総合交付金】

### ① 広域的な地域の活性化に寄与し地域の個性及び特色の伸長を図り、全体として大きな効果が得られる以下の事業

・広域的な地域活性化法第2条第3項第1号の事業

・広域的な地域活性化法第2条第3項第2号の事業のうち、以下に掲げる事業

- 民間事業者による拠点施設（広域的な地域活性化法第2条第2項に規定する拠点施設をいう。以下同じ。）の整備（施設の新築、建替、改築若しくは大規模な改装又は大規模な設備投資をいう。）と連携して広域的な観光を促進する活動、国際的又は全国的な規模又は知名度を有する催しに係る活動その他の広域からの来訪者を増加させる効果が高い活動を促進し、かつ、拠点施設間の最も主要な幹線道路のボトルネックを解消する事業
- 物流総合効率化法に基づく認定総合効率化計画と連携して拠点施設における広域的な経済活動を促進する事業

整備計画の目標例

拠点施設における当該一の都道府県外からの観光入込客数の増加

当該一の都道府県の区域を越える物資の流動量の増加

（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・民間投資を誘発する観点から、民間事業者等との連携を強化し、官民の関係者から成る協議会等を通じて、民間事業者等の利用者のニーズを把握しつつ、民間投資の具体的な内容に応じた優先度や時間軸の調整等を図るなど、利用効果の高い事業に重点的に取り組む

### ② 半島振興対策実施地域において、自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業

整備計画の目標例

半島地域における観光入込客数の増加

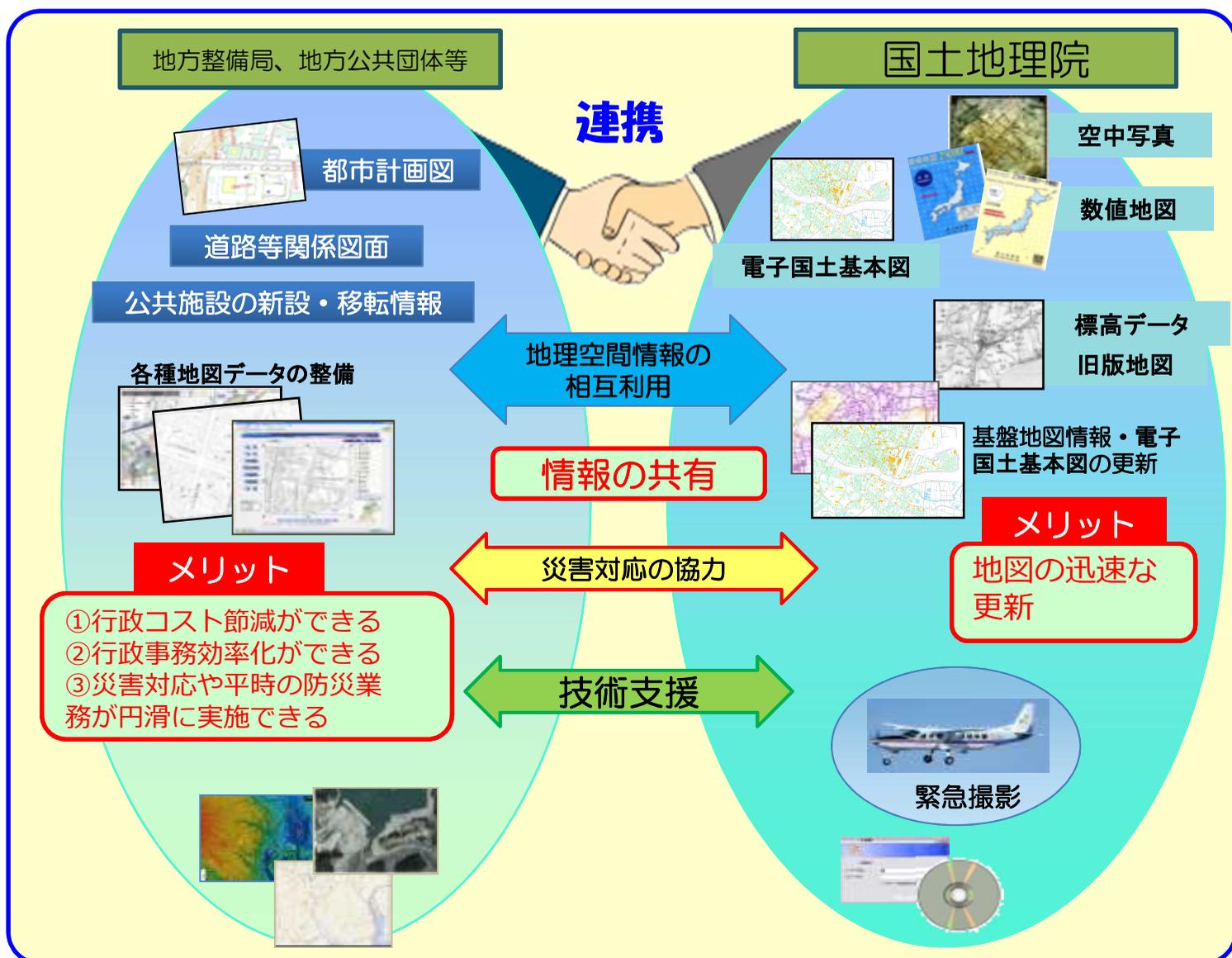
（参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

・離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向け、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まず着実に進めていく

## 地理空間情報の活用促進のための地域連携の取組

国土地理院は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年施行）の趣旨を踏まえ、国土地理院と地方整備局等や地方公共団体のそれぞれが保有する地理空間情報の相互利用及び技術分野の相互協力を図ることを目的として、地理空間情報の活用推進のための協力に関する協定を締結しています。

現在、皆様のご協力により、地方整備局等10団体、都道府県46団体、政令市19団体（平成30年3月30日現在）と締結済みで、地理空間情報を活用した行政コスト節減、行政事務の効率化、災害対応の円滑化等に向け相互の連携を強化していきたいと考えています。今後、地方公共団体の皆様と地理空間情報活用のニーズ・活用方法等について情報交換を密にしたいと、どうぞよろしくお願ひします。



## 協定締結団体に対して国土地理院から提供可能なデータ

数値地図、空中写真及びオルソ画像、旧版地図、地理院タイルデータ、高精度標高データ（航空レーザ測量データ）

平成29年度は、都市計画、河川、道路、建築、警察など、**259部署**からデータ提供依頼がありました。

## 地理空間情報の活用で、行政の3つの「できる」を実現

1. **行政コストの節減**ができる

行政コストの削減で新たな行政サービスの提供が実現し、利便性が向上。

2. **行政事務の効率化**ができる

行政情報を**地図に重ねて示す**ことで、**行政事務の見える化**が進み、生活の利便性が向上。

3. **災害対応が円滑に実施**できる

災害時には、被災状況をいち早く知ることができるため、早めの避難が可能。  
また平時には、公開情報から災害に対する備えも可能。

### 地理空間情報活用による効果の事例（静岡県）

第20号  
「富国徳の理想郷—しずおか」を目指して…  
**県庁のしごと改革ニュース**  
Shizuoka Prefecture

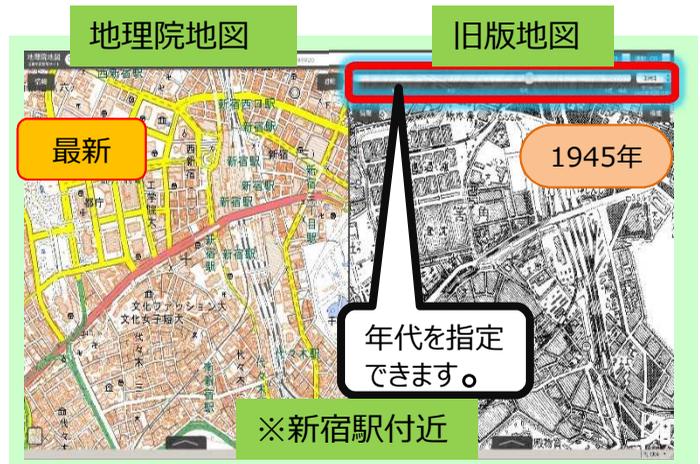
「速く」、「ムダなく」、「いい仕事」  
24年度の「ひとり1改革運動」の取組成果を御紹介します！

**優秀賞 <安全・安心・危機管理大賞><会場奨励賞>**  
**国土地理院との協定締結による防災力の向上と業務の効率化**  
交通基盤部 土木防災課 技術管理課

業務に使用する地図等の地理空間情報は個別に購入しており、大規模災害時に必要となる地図の作成や航空写真の撮影については、特に対応策を講じていませんでした。  
そこで、全国に先駆けて国土地理院と相互情報交換と防災活動等に係る協定を締結して、具体的な活動を進めることにしました。  
その結果、大規模災害時に有効な情報を迅速に受け取ることが可能になるとともに、地理空間情報の無償提供により、約4,100万円の経費節減や約180時間の計画策定時間の短縮を実現し、防災力の向上と業務の効率化に寄与しました。

地図情報の利用イメージ

(静岡県HPより抜粋)



※行政機関向け旧版地図閲覧サイトで、お伝えしているIDとパスワードでオンライン閲覧が可能です。また、ご希望の旧版地図の画像データを媒体に格納して提供することも可能です。

**利用事例集は以下のURLをご覧ください。**

<http://renkei2.gsi.go.jp/renkei/130104kyotei/riyourei.pdf>

**地理空間情報の提供の希望や、技術的な支援を希望される事項等がありましたら右記問合せ先までご連絡ください。**

### 【問合せ先】

国土地理院 地理空間情報部 連携調整推進官 飯村  
住所 305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
電話 029-864-6873 電子メール [gsi-gpteam@ml.mlit.go.jp](mailto:gsi-gpteam@ml.mlit.go.jp)

## 最新の地図情報提供に係る連携(道路等情報の更新) —電子国土基本図の迅速更新—

国土地理院は、電子国土基本図の整備に際し、道路、鉄道の新規供用など、防災や国土管理上重要な役割を果たしている公共施設の変化に優先的に対応し、施設の整備効果増進にも繋げるべく、速やかな更新・提供に取り組んでいます。

主要な道路については、地方整備局や地方公共団体と連携し、最新の地図情報を提供しています。その更新に際しては、都道府県等の地方公共団体の協力により、工事用図面のCADデータ等資料を提供いただいております。

今後も資料の提供にご協力をお願いいたします。

### 【道路管理者と連携した主な迅速更新事例（2017年度）】

管理者	更新事項	規模 (m)	地図更新日
茨城県	県道110号鉾田茨城線	660	2018/2/3
栃木県	県道281号板荷引田線（松坂トンネル）	2,000	2017/11/12
群馬県	主要地方道71号高崎神流秩父線	1,500	2018/3/18
埼玉県	国道140号皆野秩父バイパス	900	2018/3/20
千葉県	主要地方道87号袖ヶ浦中島木更津線	400	2017/7/18
東京都	調布都市計画道路3・4・17号狛江仙川線	320	2017/12/14
神奈川県	国道129号戸田交差点立体化	1,800	2018/1/28
山梨県	国道411号（城東Ⅱ期バイパス）	770	2017/8/9
長野県	主要地方道96号飯山妙高高原線（親川バイパス）	500	2017/12/7
千葉市	主要地方道57号千葉鎌ヶ谷松戸線	500	2018/2/15
横浜市	都市計画道路環状4号線（上瀬谷地区）	450	2017/8/9

### 【協力のお願い】

- 「地理院地図」（<https://maps.gsi.go.jp/>）に**未反映の道路**があった場合は以下の連絡先までご連絡ください。CADデータをご提供いただければ、迅速に反映いたします。
- 市町村道については、都道府県または市町村の窓口（土木部等）を通じて、当該の道路管理者にCADデータの提供を依頼しています。**緊急輸送道路**など、**広域のネットワーク**を形成する**主要な市町村道**を地図に迅速に反映いたします。ご協力をお願いいたします。

国土交通省国土地理院関東地方測量部

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

電話 03-5213-2051

電子メール [gsi-k-soku2@ml.mlit.go.jp](mailto:gsi-k-soku2@ml.mlit.go.jp)

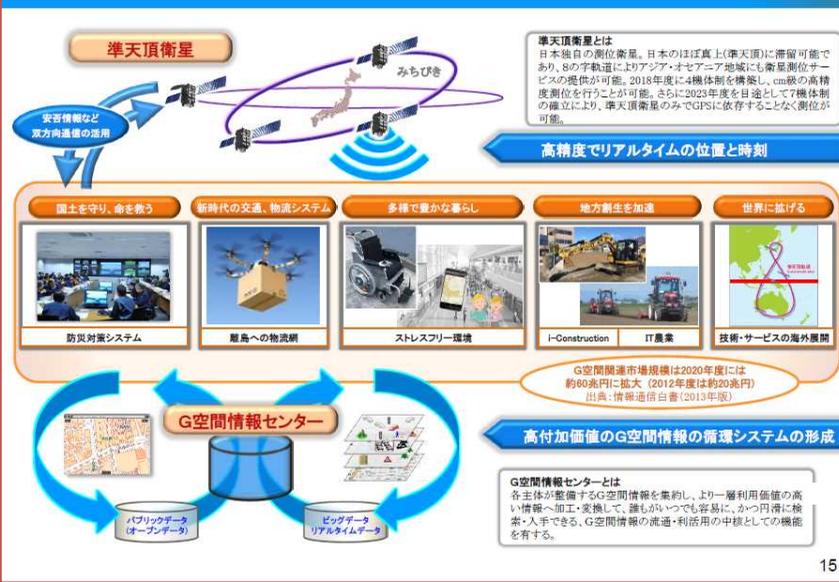
# 最新の地理空間情報や測量技術を共有

## —測量法及び地理空間情報活用推進基本法担当者会議—

国土地理院関東地方測量部は、管内（1都8県）、各都県において「測量法及び地理空間情報活用推進基本法担当者会議」を各都県および市区町村の担当者向けに実施しています（都県別に実施）※。

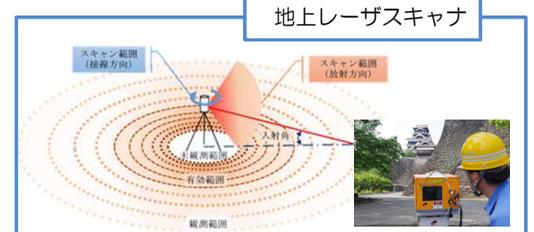
この会議は、地理空間情報活用推進基本法と測量法に基づき、各地方公共団体の財産である公共測量成果の管理や、地理空間情報の活用推進など、国と地方公共団体が連携・協力して測量行政と地理空間情報の活用推進を実施するうえで必要不可欠な情報を共有させて頂くものです。 ※他に関東ブロック会議（都県政令市）も年1回実施

### 地理空間情報に関する最新の情報の共有

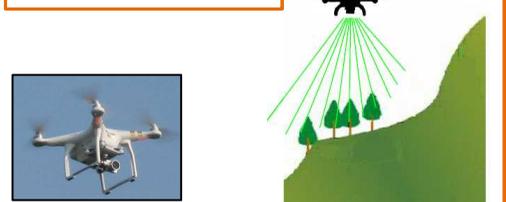


### 最新の測量技術の紹介

国土交通省が進める*i-Construction*に係る測量作業において適用することを前提に、円滑かつ安全にUAVによる測量を実施し、建設現場における生産性の向上に貢献。



### UAVによるレーザ測量



### 公共測量普及・促進

公共測量の実施について、適切かつ有効な「アドバイス（助言）」を実施し、成果についても「審査」することで、公共の財産である測量成果の精度を確保しています。

#### 計画書についての助言

第三十六条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書を提出して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。

その計画書を変更しようとするときも、同様とする。

一 目的、地域及び期間  
二 精度及び方法



#### 測量成果の審査

第四十一条 国土地理院の長は、前条の規定により測量成果の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が充分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。



平成29年度の様子

国土交通省国土地理院関東地方測量部

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

電話 03-5213-2051

電子メール gsi-k-kokyo@ml.mlit.go.jp